

令和元年6月定例会 文教厚生委員会（付託）

令和元年7月5日（金）

〔委員会の概要 教育委員会関係〕

井川委員長

ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに、議事に入ります。

これより、教育委員会関係の審査を行います。

教育委員会関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 公立高等学校普通科における通学区域制の見直しについて（資料1）
- 「南海トラフ地震臨時情報」発表時の学校における対応方針（案）について  
（資料2-1, 2-2）

美馬教育長

教育委員会に関する事項につきまして、2点、御報告させていただきます。

1点目は、本県公立高等学校普通科における通学区域制の見直しについてでございます。

去る6月25日の代表質問におきまして、見直しの方向性について答弁させていただきましたが、28日開催の教育委員会会議において、見直しの内容を正式に決定いたしましたので、御報告させていただきます。

お手元の資料1を御覧ください。

県教育委員会では、通学区域制に関する有識者会議の報告書を踏まえ、見直しを行いました。

まず、1にありますように、現在の中学2年生が対象となる、令和3年度入学者選抜から、城東高校を県内全域を通学区域とする全県一区校といたします。

同校を全県一区校とする主な理由は、第3学区の他の全ての普通科においても、学区内外の合格最低点の差が縮小する効果が期待できること、同校には、県内各方面の中学校から特定の地域に偏らず進学してきている実績があることであります。

また、2にありますように、令和2年度入学者選抜から、学区外からの合格者数の上限を定める流入率を変更いたします。

具体的には、第3学区では、翌年度から全県一区校となる城東高校は、募集定員の12パーセント以内に、城南・城北・徳島北高校は、10パーセント以内へと、それぞれ緩和する一方、徳島市立高校は、所管する徳島市教育委員会の意向を踏まえ、8パーセント以内を維持することといたしました。

同時に、第1学区は、学区内総募集定員の15パーセント以内に、第2学区は、10パーセント以内へと、それぞれ緩和いたします。

2点目は、「南海トラフ地震臨時情報」発表時の学校における対応方針(案)についてであります。

お手元の資料2-1の対応方針(案)の概要を御覧ください。

まず、1の経緯についてでございますが、徳島県は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応方針として、平成30年12月に、徳島県南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応方針を国に先駆けて策定いたしました。県教育委員会では、県の対応方針を受けて、学校関係者、有識者からなる検討委員会を設置し、検討を重ねてまいりました。

さらに、平成31年3月には、国のガイドライン、南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドラインが策定され、この中におきましても、学校での防災対応について留意事項で示されたことを踏まえ、南海トラフ地震臨時情報発表時の学校における対応方針(案)を作成したところでございます。

2の策定の趣旨についてでございますが、気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表され、巨大地震の発生が差し迫った状況下では、児童生徒の安全を最優先する必要があります。

そこで、児童生徒の安全確保を図りつつ、学校教育活動をより持続可能なものとするため、基本的な対応方針を策定するものでございます。

3の内容についてでございますが、(1)にありますとおり、対象は、特別支援学校を含む、全ての県立学校であり、(2)の学校の対応といたしまして、まず、半割れケースの際に発表される、赤字部分の臨時情報、巨大地震警戒発表時においては、高校及び中学校について、津波浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内又はその隣接地域の場合、対応Aの1週間程度の臨時休業といたします。

これらは、海が近い海部高校や浸水想定区域内の鳴門高校、土砂災害警戒区域内の穴吹高校などが該当します。

それ以外の地域については、児童生徒の安全確保を最優先に考え、対応Bの原則として、3日間の臨時休業といたします。

これらは、内陸の平野部に位置する川島高校、吉野川高校、阿波高校などが該当します。

また、特別支援学校については、全て、対応Aといたします。

次に、一部割れケース、ゆっくりすべりケースの際に発表される、オレンジ色部分の臨時情報、巨大地震注意発表時においては、対応Cの注意対応を取りながら、原則として、学校活動を継続することとしております。

(3)の学校再開につきましては、対応Aの学校については、国から避難等の解除の呼び掛けを受けて再開いたします。

対応Bの学校については、原則3日間の臨時休業の後、再開いたします。

以上の内容等について、臨時情報が発表されてからの学校の防災対応を、対応A、対応B、対応Cごとに、タイムラインで具体的に示しております。

4の今後のスケジュールにつきましては、7月22日の定例教育委員会に付議した後、周知を図ることとしております。

なお、詳しくは、資料2-2の対応方針(案)を御参照いただければと存じます。

報告事項は、以上でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

#### 井川委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

#### 庄野委員

今も説明いただきましたけれども、公立高校の普通科における通学区域制の見直しについてであります。

私も昨年の9月議会の代表質問で通学区域制について質問させていただきました。趣旨は鳴門市や石井町から通学区域制の問題点等々の要望を受けていると聞いていましたけれども、私も徳島市内の選出議員として要望も受けておりましたので質問させていただきました。通学区域制の廃止となってしまいますと、過去のように学校の序列化が進むのではないとか、望まない遠距離通学、不本意入学を強いられる生徒が増えるということ、不登校や中途退学につながるのではないかということも危惧されるというようなことを言いました。

また、中学浪人を選ぶ生徒が増えることも予想されて、募集定員を満たすことが困難となる高校も出てくるのではないかということも申し上げて、教育長からは、有識者会議の中でアンケート結果なども聞きながら総合的に判断してもらおうというようなことで、承っておりました。

それ以降、3月に報告書が提出されたということで、私も報告書を十分見ていなくて、今回の6月の代表質問、これが6月25日です。事前委員会が6月14日にあったわけですが、流入率、それから全県一区校が城東高校に決まったというようなことが報告されましたけれども、私も代表質問の時に初めて聞いたわけでありまして、少し唐突感がある、違和感があるというふうなことを感じたんです。

流入率とか、城東高校に全県一区校が決まったというふうな経過を教えてくださいと思います。

#### 永戸教育創生課長

ただいま、庄野委員から通学区域制の見直しの決定の経緯について御質問いただきました。通学区域制につきましては、これまでは地元高校の育成、それから不本意な遠距離通学の抑制に一定の役割を果たす一方で、生徒同士の切磋琢磨する機会が十分に保障されていないといった課題があるということでございます。

具体的にいきますと、徳島市内の普通科高校における5年間の学区内外の合格最低点の平均に90点程度の差がある状況がございましたので、見直しに着手することになりました。昨年8月に有識者会議を立ち上げまして5回にわたって検討していただきまして、3月26日に、先ほど庄野委員からお話がありました報告書を頂きました。

有識者会議の検討につきましては、会議が終わった後に文教厚生委員会のほうに、御報告させていただいております。今年2月の文教厚生委員会の事前委員会におきまして

は、有識者会議における検討結果の方針が案として出ましたので、御報告させていただきました。

ただ、最後の報告書の決定が3月26日ということで、議会が閉会した後のことでもございましたので、その報告書については、ホームページに掲載させていただいていたんですけど、県議会議員の方々に直接お送りするというようなことは、できておりませんでした。

その報告書を受けまして、県の教育委員会としては、最終的に結論を出すべく検討を進めてまいってきたところでございます。通学区域制の見直しの時期といたしまして、既に昨年度の段階で今の中学3年生を対象とする令和2年度の入学選抜から一部先行して2か年にかけて実施するというのを決めておりましたので、今年の中学3年生の子供たちにできるだけ御迷惑が掛からないように早めに検討したいということで、議論を進めてまいりました。

議論の方向性に、ほぼ目鼻が付いた6月25日の代表質問におきまして、嘉見議員から御質問いただきましたので、そこで答えられる範囲内で、見直しの方向性を御報告させていただいたところでございます。

その後、6月28日に定例教育委員会の開催を予定しておりましたので、できるだけ早く県教育委員会の方向性を決定して、中学3年生のお子さん方、保護者の方々に御迷惑を掛けないように、決定をして公表をしようということで、6月28日の定例教育委員会において、見直しの内容を決定報告していただき、公表したところでございます。

公表した内容につきましては、ホームページにも掲載いたしまして、各高等学校、中学校など、関係する所には、すぐお送りさせていただいたところでございます。

経緯につきましては、以上でございます。

#### 庄野委員

大体分かりました。3月末といえば、選挙で忙しい時期でありまして、ほかの議員は見ているかもしれませんが、十分に新聞報道等々も見ておりませんでした。私も代表質問等々してありまして、どういうふうな有識者会議の報告書か知らせていただきたかったという気はしております。

報告書の内容について、答弁でもありましたけれども、報告書の3月段階の中身というのは、令和3年度の入学選抜から新たに徳島市内に全県一区校を1校、設立することと、それに先立って今の中学3年生が対象となる令和2年度入学選抜から、学区外からの合格数の上限を定める流入率を変更することというふうな提言だったと思います。報告書を早い段階で送っていただきたかったというのはあるんです。

それと、文教厚生委員会の事前委員会が6月14日にございました。非常に大きな制度の変更で心配される方もおいでます。少なくとも報告書の大きな柱を2点申し上げましたけれども、新しい議員もおいでますんで、文教厚生委員会の事前委員会で今までの行われてきた議論、提言の部分まででも言うべきだったと思います。

その後の代表質問の答弁でありましたけれども、城東高校を全県一区校としたいということ、令和2年度入学選抜から流入率の変更を行う、徳島市を区域とする第3学区では、城東高校は現行の募集定員の8パーセントの1.5倍の12パーセント以内に、城南・城北・徳島北高校は募集定員の8パーセントから10パーセント以内にとりうふうなことが述

べられました。これが6月14日から6月25日までの間の10日間ぐらいに、直前に決まったとおっしゃるかも分かりません。

それはそれとして、文教厚生委員会の中で公立高校の普通科における通学区域制の見直しについて、こんな議論がありますということをやっぱり文教厚生委員の方々に示さなかったら議論にならないです。

代表質問もしていろんな話をしているのに、代表質問の答弁で初めて6月25日に議場で聞くという話は、余りにも唐突なんじゃないかというふうに私は思いますけれども、いかがですか。

#### 永戸教育創生課長

ただいま、庄野委員から有識者会議からの報告書について報告のなかった点と、6月14日に事前委員会があったにもかかわらず、そこでは何も示されず、代表質問で唐突に示されたということについてどういう考えかという御質問を頂きました。

まず、報告書につきましては、3月26日という年度替わりの、しかも選挙がある中で、議員の皆さんに周知、お示しすることができなかったことにつきましては、配慮が足りなかったと考えております。

ただ、6月14日の事前委員会につきましては、教育委員会の中でも方向性について、議論が流動的であったところがありまして、まだ十分、事前委員会で御報告できるほど煮詰まっていなかったというところがございます。

県民の皆様の非常に関心の高い内容であり、御意見が分かれるところでもございましたので、教育委員会のほうでしっかりと議論を尽くさせていただいた後に決定して、御報告させていただきたいと考えておりましたところ、6月25日に代表質問を頂いたので、そこで言えるところまで御報告させていただいたというところがございます。

#### 庄野委員

よく分からなかった。

この問題については、教育長が去年からずっと答弁されたり、教育委員会も主導されているわけですから、中身については十分御理解されていると思います。

先ほど、代表質問で一度に答えて、その後、これを検討する余地があるんですかとお聞きしたら、検討する余地がないというふうに言われました。なぜ6月14日の事前委員会の時に、こういう大きな問題について出せていなかったんですか。全部を出せと言っただけではないのです。代表質問で言いたいという気持ちは分かりますけれども、せっかく事前委員会で新しい委員も入って、教育委員会の大きな通学区域制の問題を議論していこうとしているのに、なぜ6月14日に3月に出了された報告書の中身について示さなかったのか、私も甚だ疑問です。私が今、質問している状況について、教育長どうですか。

#### 美馬教育長

庄野委員の御質問にお答えさせていただきます。

改めて年度が替わりまして文教厚生委員会のメンバーも替わって、そこで、今、懸案になっていることについて御説明するということは、やはり庄野委員のおっしゃるとおり、

今、こういったことが問題となっております、こういう過程にありますということを再度、周知すべきだったというふうに考えております。

報告書の内容について、今一度、報告すべきであったというふうに考えております。申し訳ございません。

庄野委員

6月14日の事前委員会の時には、報告書の内容を上回るような事態がまだ決まっていなかったと言いますけれども、8パーセント以内とか、12パーセント以内とかいろいろあったと思うんですけれども、事前委員会から代表質問の10日間で、さっといろんな方々の納得を得た中で決められたというか、これを教育委員会が決めて、定例教育委員会で報告したのが6月28日で正式決定ということです。この決定事項、代表質問で答弁されたことについては、どこから何を言っても変更の余地はないということなんですか。

永戸教育創生課長

ただいま、庄野委員から6月28日の決定はもう変更の余地はないのかという御質問いただきました。

当然、教育委員会での正式決定でございますので……

井川委員長

小休します。（10時57分）

井川委員長

再開します。（10時58分）

永戸教育創生課長

ただいまの御質問ですけれども、これまで、先ほど申し上げましたように有識者会議を開く中で、5回にわたって委員から様々な御意見をお伺いし、中学校のPTA会長を対象としたアンケートも実施し、市町村の教育委員会のほうにも御意見をお伺いして、様々な御意見を頂いた上で、提言を有識者会議のほうから頂戴いたしました。

それを受けて、教育委員会といたしましては、4月から定例会、それから臨時会も含めて3回、教育委員会会議を開きまして、その中で十分議論させていただいたところでございます。その議論の結果を受けて6月28日に決定をさせていただいたところでございます。

庄野委員

6月の定例会までに3回教育委員会会議を開いて、その中では当然、城東高校でどうだろうかという案とか、流入率の変更についての議論が多分ポイントになったと思いますけれども、それは6月14日の事前委員会の段階では決まっていなかったということですね。

6月14日から6月25日の間には決めるポイントというのは、どこだったんですか。6月14日には決まなくて、6月25日の代表質問では答弁されたということは、10日間ぐら

いの間でどこかで誰かが決断したわけでしょう。誰が決断したんですか。

永戸教育創生課長

県教育委員会につきましては、合議制の会議でございますので、会議の中で議論した結果、そのように決まりました。県の教育委員会でございます。

東條副教育長

県教育委員会の意思決定の仕方なんですけれども、教育委員ということで教育長と民間の方々、5名に教育委員会の委員会ということで、定期的にお集まりいただいて、その都度、議題について協議し、意思決定をしてきているというのが教育委員会の進め方でございます。

今回の3回という会議につきましても、教育委員の皆さんにお集まりいただいて、有識者会議の結果を報告し、その内容について通学区域制の在り方について、検討していただきまして、方向性を固めていったということでございます。

決裁とかそういう事務的な形での意思統一ということではなくて、合議制の教育委員会の中で協議・議論を進めてきたということです。

庄野委員

ますます分からなくなってきました。

違うんですよ。6月14日の事前委員会から6月25日の代表質問の間に誰かが決めたんでしょう。6月14日から6月25日の間に何らかの意思決定する会議を開いたんですか。教育委員さんが全部集まったんですね。いつ開いたんですか。いつ開いて、この答弁の内容を決めたんですか。

永戸教育創生課長

6月25日の代表質問の前に開かれた会議は、6月21日に開かせていただきました。

庄野委員

6月21日に流入率とか城東高校にしますということが、教育委員が出てこられて最終的に決まったということですね。6月28日に開催された教育委員会会議で正式決定というのは、追認したということですか。6月21日に開いた教育委員会会議と6月28日に開催されたのは、同じメンバーなんでしょう。私は、なぜ6月14日の事前委員会にこういうふうに来年度の入学者から変更するんだから、文教厚生委員会の1回目で新しい委員も来ているし、そういうことが問題になっていますということを、教育委員会の部門を議論する文教厚生委員会で、どうして言わなかったのかと私は言いたいんです。皆さんだって、本会議で城東高校というのを初めてお聞きになったと言っているから、これは余りにも議員に対して不誠実じゃないんですか。

永戸教育創生課長

6月14日の事前委員会について、何度も申し上げるようなんですけれども、すみません、そ

の段階では、まだ、議会に報告して皆様に御議論いただけるような方向性はできていなかったものでございます。

### 美馬教育長

ただいまの庄野委員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど申しましたように、6月14日の事前委員会に、ほぼ報告書の内容だったんですけども、決まっているところまで、もう一度、御説明を申し上げて、その時点で一度、皆様方から話を伺っておくということが必要であったかと思えます。

なお、その後の審議につきましては、教育委員とともに、県教育委員会としてどういう視点で、例えば、流入率にしましても、どこの学校を全県一区校にするのかということにいたしましても、まず、しっかりとした方向性、土台として何のためにどこを全県一区校にするのかということ、その指針をしっかりと抑えておくということを教育委員の皆様方にお諮りをしました。

そこで出てきたのが、先ほど申しましたように、大きく学区内外での合格最低点に差があるというところ、ここを改善する必要がある。全県一区校を決めるに当たっては、そこが一番解消できる学校、市内の学校の普通科高校の中で一番効果的であって、そしてまたどの学校にも差を縮める効果のある学校はどこだろうかといった視点で見ていくのが良いのではないかなという案が出てまいりました。そして、最終的に6月21日の会で初めて、具体的な学校というあたりですけれども、そこら辺を検討するに至ったということでございます。

そして、結果的に城東高校であり、また、流入率の変更については、やはり急速な変化があって受検生を戸惑わせてはいけない。先ほど、庄野委員からおっしゃられたように、不本意な遠距離通学生等を多く出すというようなことは避けたい。そういったことも考慮しながら今回の結論に至った次第でございます。

### 庄野委員

私も数校の中学校の校長先生に話を聞きました。いつ知ったんですかと聞くと、我々と同じで、代表質問の翌日の新聞を見て知りましたと言う先生ばかりでした。

何度も言いますが、代表質問の質問というのは重いですから、代表質問で初めて答弁するというのはいいんですけれども、文教厚生委員になって初めての、それも改選を終えて、初めて委員になった方もおいでますので、いきなり聞いたら、そんな事があったのかと思う。もう少し丁寧に言っていただきたかったと私は思います。

それと、徳島市内の中学校の校長会、それから徳島市・名東郡PTA連合会、そういう方々にもお聞きしたら、今日の午後4時に県教育委員会のほうに要望活動にお伺いすると言っておられました。午後4時といえば文教厚生委員会も終わってますし、要望を十分聞いていただきたいと思えますけれども、この決定事項の流入率とか、全県一区校が城東高校というのは変更は一切できないということによろしいですね。そういうことなんですね。

うなずいていますからそうなんでしょうけど、こういう大きな決定をするに当たって、いろんな関係される県議会議員もおおると思えます。



ホームページには、報告書は載せていると言っていましたけれども、ホームページのどこに載っているのかと思って、今日も朝から探していましたが、なかなか報告書にたどりつけませんでした。ホームページに報告書載せているので見てくれという、そんなのはいけないと思う。ちゃんと新しい年度になって議員に、ペーパーレスの時代ですが、やはり重要なことは、きちんと報告書が出たら配る、事前委員会でも配る、そんなことが私は必要だったのではないかと思います。どうですか。

#### 東條副教育長

今回、報告書が事前委員会でお配りできなかったことにつきましては、配慮が欠けていたと思います。失礼いたしました。今後、報告書等につきましては、作成しましたら文教厚生委員の皆様へ配付、御説明させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

#### 庄野委員

もう終わりますけれども、答弁でも県内の中学校のPTA会長へのアンケート調査の結果なども参考としつつ、5回にわたる会議においてというふうなことでございました。どういうふうなアンケート調査の結果があったのか、どんなふうに反映させたのかというのを知りたいと思いますので、アンケート調査の結果を、また、見せてください。それでよろしいですね。

（「はい」と言う者あり）

これにつきましては、多分、子供のことを本当に心配して、要望に来られるんですから、中身は言いませんけれども、要望にこられた中学校の校長先生方の意見を十分にお聞きして対応してあげてください。お願いします。

#### 長池委員

関連して。庄野委員のおっしゃることがすごく分かったんで、一つ聞きたいんです。代表質問でなかったらどこで発表する予定だったんでしょうか。

#### 永戸教育創生課長

長池委員から代表質問でなければどこで発表するつもりであったのかという御質問を頂きました。

今回、付託委員会において見直し案の内容について御説明させていただいておりますけれども、当然、付託委員会といいますか、文教厚生委員会に御報告させていただくつもりでございました。

#### 長池委員

今日、この場ということでしょうか。代表質問の最大会派の嘉見議員の質問で発表したら大方はいけるだろうと。徳島県議会自由民主党の方も知らなかったみたいですが、知っていたのと違うんですか。

多分この問題だけと違います。教育委員会だけと違います。全部局にこのマイクを通して言いたいと思います。委員会というものをしっかりと委員会の議論というものを前提

に。軽く見ないでください。皆さんの中では最大会派の会長さんの存在が一番大きいとは思いますが、違いますということをおっしゃる委員は言いたかったのではないかなというふうに言わせていただきたいと思います。

（「委員には丁寧に」と言う者あり）

委員会の重みというものをきちんと感じていただきたいと思いますということをマイクを通して全庁に言いたいと思います。

それと、この点において、以前から委員会の中で議論がありました。私も平成28年度、文教厚生委員会の中で川端前議員と一緒に委員にならせていただいた時、県北、鳴門を中心とした高校への流入が多かったわけです。不合格になった15人か16人ぐらいのうちのほとんどが、鳴門市内の子だったということをごさいます、当時、問題になりました。

当時の議論としては、徳島市内の学校に流入する学生の枠は各学校で8パーセントです。でも、徳島市内の子が、県南・県北へ行く場合は学区全体で10パーセントと数字が決まっているんです。

各学校のパーセンテージじゃなくて学区全体なので、鳴門市の10パーセントじゃなくて学区全体の10パーセントだったから、どうしても当時人気のあった鳴門高校のほうとかに集中してしまって、あふれ出たみたいな現象が起きて、それがどうも不平等ではないかなというふうな議論があったように覚えております。

その問題というのが、ここ数年どうなっておるのか。この見直しについては以前と同じように、第3学区、徳島市内の学区においては各校でパーセンテージを決めて、県南と県北部、県西部、池田のほうまで入れての学区全体でパーセンテージを決めているのか。この問題というのはどう捉えているのですか。懸念されるような問題は起きないのですか。鳴門市、小松島市でもいいんですが、小松島市というのは第1学区ですから、小松島高校の15パーセント以上になる可能性もあるというのが今、残っておると思うんですけど、それに対する議論は、どういうふうに尽くされたのかということをお聞きしたいと思います。

永戸教育創生課長

長池委員から、ただいま、二つ御質問いただきました。

一つは鳴門高校への流入人数が今どうなっているかという件と、鳴門市のような徳島市周辺の普通科高校に、多く流入するのではないかということに対する対応でございます。

流入人数につきましては、今、具体的な数字を持ち合わせておりませんのでまた、おつて御報告させていただきたいと考えております。それから、徳島市外への流入人数の問題でありますけれども、それにつきましては今回、通学区域制の見直しの問題意識が、各生徒たちが、ある程度、実力をもって切磋琢磨できるような環境を整えたいということもございましたので、そういった要求の中で第3学区だけじゃなく、第1学区、第2学区につきましてもそういう切磋琢磨する環境を整えていく必要があるというような観点からも、今回、流入率を緩和させていただいたところでございます。

今のところ、徳島市内から鳴門高校等への流入について、特段、問題があるようなことは聞いておりませんが、今後の動向を見守っていきたいと考えております。

## 東條副教育長

今回の流入率の話としまして、委員のほうから学校ごとというのと、学区全体としての流入率の捉えられ方と二つあるということで、御質問いただいたと思います。

まず、第3学区の徳島市内につきましては、学校ごとで普通科高校の流入率を設定しております。県南部・県西部・県北部といった地域につきましては、第1学区、第2学区という区域全体として流入率を捉えておりまして、まずそういう区域、流入率の考え方がございます。

今回、中学3年生が今年度に受けます、来年度の入学選抜につきましては、この流入率について徳島市内の各学校の流入率を緩和するとともに、県西部・県南部、県北部といった所につきましても流入率を緩和いたしまして、それぞれの区域の中の流入率の具体的な数字は今日持ち合わせしておりませんが、受検生がそれぞれの学校の区域をまたがって受検して入学するということにつきましては、それぞれ徳島市内に入る方、それから他の学区に通学される方、今回の率の範囲内で動くものと考えております。

## 長池委員

流入率で議論しようというわけではないんです。多分、子供たちは入りたいと思う所に入りたい。親もこの高校に行ってくれたら子供が伸びる、こういう高校に入りたいという所に入りたい。ですが、全員が希望どおりに行けるかといえば、そうはいかないです。やっぱり競争原理があって、一生懸命、切磋琢磨した子が希望した所に入れるというのは従来のおりで基本はいいと思うんです。

それを、大人たちがパーセンテージをいじってどうするかというのは、私も専門家に任せたいと思う。このパーセンテージを上げろとか下げろとかいう議論をするつもりはございません。ただ、基本の部分を外さないように。

一方では、希望の多い所の定数を増やして、希望のない所の定数を減らしてというのと、今度は、学校の学ぶ環境のバランスが崩れてくるという教育現場での立場も分かります。

以前、議論があったようですけども、学区ごとの進学希望者の数は今、子供が減っていますから毎年減ってきてるんでしょうけど、それに併せて定数を減らしているような意識があるんです。でもこうなってきたら、余り、地域の進学希望を書けなくなってくるような時代になってきているんだろうなと思うんです。

今のところ、学区と各学校の定数というのは従来どおりでいいんですが、定数における考え方を、もう1回説明していただけますか。

## 永戸教育創生課長

長池委員から、高校の募集定員について御質問いただきました。

高校の募集定員につきましては、毎年10月下旬頃に決定して公表しているところでございます。

募集定員の設定に当たりましては、中学3年生の増減、毎年、6月後半辺りと9月辺りに進路希望調査をやっております進路希望調査の結果、過去の募集定員と出願者の動向、実際にある各高校の学科・施設・収容人数等を総合的に考えた上で、高校の地域性や今後の生徒数の変動など、中期的な視点も考慮して、様々な要素を総合的に勘案して設定して

おるところでございまして、今後の募集定員の決定に通学区域制の見直しをどういうふう  
に反映するかにつきましては、議論は始まっておりませんが、今のところ、特に定  
数の決定については影響ないものと考えております。

#### 長池委員

今回の見直しで、これ以上パーセンテージを直さないというんだったら、せめて定数の  
部分でも、従来の考え方じゃなくて、ほかの委員の意見も聞いていただきたい。

徳島市内の学校に人気があるわけですから、それをおしなべて第1学区も第2学区も第  
3学区も同じように定数を下げるのは、何か違うと思います。第1学区だけは定数をキ  
ープするとか。さっき私、反対のことも言いました。第1学区と第2学区の定数を下げ過ぎる  
のもよくないと言いました。全体として、やっぱり親としては余り遠くへ通わせたくない  
とかあります。子供にとっても中学校を出たばかりで家を出て、徳島市内の子が県南のほ  
うとか県西のほうまで希望して行くかといえば、そうじゃないと思うんです。

ですから、そのあたりも今後、定数に関しては、まだ白紙状態ということであるんであ  
れば、しっかり議論して、さらに、その議論の中に文教厚生委員会の意見も議論もしっか  
り反映できるような姿勢を示していただけたらというふうに思っておりますが、いかがで  
しょうか。

#### 永戸教育創生課長

長池委員から定数の検討について、白紙で見直せないかと御質問いただきました。

定数につきましては今後、検討していきますので、御質問の趣旨も踏まえながら真摯に  
検討していきたいと考えております。

それから先ほど、数字を持ち合わせてないと申しておりましたけれども、徳島市から鳴  
門高校への流入人数がどのくらいあるかという御質問を頂いておりました。数字が出てき  
ましたので報告します。

徳島市から、平成31年度の入学者選抜で13人が鳴門高校に進学しております。

#### 長池委員

13人が、どういう分析かよく分かりませんが、また後ほどしっかりと聞かせていただい  
たらというふうに思っております。また、ほかの委員さんで関連がありましたらどうぞよ  
ろしくお願いします。

#### 井下委員

通学区域制の話をしていたので、私は、視点を変えてお尋ねさせていただきます。

代表質問で、高校の魅力化に努めていくということでした。その中で今、全国的に高校  
の市町村立化、中山間地域や離島、また過疎地域における高校の存在価値が見直されてお  
ります。その中で、徳島県の高校の魅力化について、どのように今、進めておりますか。  
まず、そこからお尋ねします。

#### 永戸教育創生課長

ただいま、井下委員から本県における高校の魅力化についての御質問を頂きました。

本県におきましては、当然、各県立高校におきまして、それぞれ工夫を凝らして、魅力化・特色化に努めておるところでございます。

当課で所管しております高校の再編統合の関連の中で、様々な魅力化を進めておりますので、その内容を若干、御紹介させていただきたいと考えております。

平成18年から開始されております再編統合につきましては、平成30年度をもちまして、ほぼ終了いたしました。その過程の中で例えば、県内唯一となります鳴門渦潮高校の体育科の新設が平成24年度でございました。それから農商が連携した高校として、吉野川高校の中に食ビジネス科という新たな学科を設置いたしました。これも平成24年度でございませぬ。また、工商が連携した学校としてつるぎ高校におきまして、地域ビジネス科というものを平成26年度に設置しております。那賀高校におきましても地域の基幹産業となっております林業を学べる森林クリエイト科を平成28年度に設置いたしました。

それから、6月5日にオープニングセレモニーを開催しました6次産業化教育を行う阿南光高校の新設をいたしまして、徳島大学のサテライトキャンパスとして位置付けられております、とくしまイノベーションセンターというものを新野キャンパスに整備いたしました。そういった形で、様々な学校再編を通した魅力化・特色化に取り組んでおるところでございます。

また、人口減少が著しい県南部に位置しております海部高校におきましては、海部高校の魅力化のため、地元の関係者を集めたタスクフォースで検討した結果、海部高校の魅力化を通じて地方創生の実現を図っていこうということで、平成30年度からふるさと創生拠点ハイスクール推進事業というものを立ち上げまして、海部高校に地域と学校との間をつなぐ魅力化コーディネーターを配置するとともに、地域の様々な課題を高校生が解決していくための学習や、英語力を高めるためのオンラインスピーキング等をはじめとしたグローバル教育、また、この6月にも行ってございましたけれども、大都市の学校に出向きまして、県外からの生徒募集など進めておるところでございます。

海部高校におきましては、平成27年度から文部科学省の事業を受託させていただきました。大規模校と変わらないような充実した内容の授業展開を目的としたオンラインによる遠隔地授業というものに取り組んでおりまして、そのほうも進めているところでございます。

このような内容の中で魅力化について取り組んでいるところでございます。

#### 井下委員

いろんな取組を言っていました。

その中で、通学区域制の見直しもそうなんです、この今の取組は、ほかの学区からどのぐらいの割合で、その高校に生徒が来ているのか分かれば教えてください。

それと、スポーツ科というのは、今回の流入率の緩和の対象に入るんでしょうか。

#### 永戸教育創生課長

ただいま、井下委員からこうした取組によって、どれだけの学区外からの流入があったのかという御質問を頂きました。

ただいま申し上げました様々な新たな学科の設置等につきましては、専門高校の関係でございまして、通学区域制については普通科高校でございまして、本県におきましては専門高校は通学区域制の対象外、つまり全県一区になっておりますので、通学区域制の概念はこういった高校にはありません。

ただ、海部高校につきましては、普通科がございまして、海部高校につきまして県外から進学している人が12人、それから徳島市から6人、名西郡から2人、これを合わせますと20人が学区外から入学しております。

#### 井下委員

普通科じゃなければ、従来のままという認識でいいんですか。

質問を変えます。今、統合していつているのですが、例えば平成29年度に、私の地元の池田高校、三好高校、辻高校が合併したのですが、この合併したことによる具体的なメリットを教えてください。

#### 永戸教育創生課長

井下委員から池田高校の合併の効果について御質問を頂きました。

池田高校、辻高校、三好高校におきましては、平成29年度から池田本校それから辻校、三好校という形で再編統合いたしておるところでございます。

この再編統合でどう変わったかというところなんですけれども、まず池田本校におきましては、県内唯一の探究科、普通学科系の専門科を設置し、文系理系を問わず大学進学に対応した教育を行っております。

大学進学に対応するだけでなく、地域のいろんな課題、生徒が課題と思うようなことをグループに分かれて課題研究をして、それを発表していくというような地域密着型の内容ともなっております。

それから、辻校につきましては、辻高校に普通科がございましたけれども、そちらを商業とか福祉の教育を行える総合学科に改編しております。三好校におきましては、農業についてコースを再編し、それから様々な設備を整備いたしまして、食品加工、林業関係の教育環境の強化を図りまして、三好地域の子供たちの多様な進学、就職希望に対応できるような教育体制を構築したところでございます。

#### 井下委員

通学区域制見直しというのは何となく徳島市内が中心、僕ら端のほうから見ると、そんな気がするんです。

それよりも先に自分たちで、それぞれの高校の魅力化に努めていくことが、何よりも大事なんじゃないかと思うんです。そうしないと、恐らく学力ベースで物事を捉えていくと、みんながいい所へ行こうとする。しかも、うちの地元から勉強できる子がいて城東高校に行きたいとなったときに、多分、経費とかそういった面でなかなか家庭事情によっては通えないというようなケースも出てくるはずなんです。

ですので、今後、いろんな議論、僕も実は新人議員なので議論の過程を知らないのかと思っていたのですが、皆さんも知らないということでもちょっと安心しているのですが、

この議論の例えば、先ほど庄野委員から質問があったんですけど、城東高校に決まった経緯の中でアンケートを子供たちから採っている結果があるということだったんですけど、今、分かりますか。子供たち、先生や保護者の方からこういったニーズがあって城東高校に決まったんでしょうか。

永戸教育創生課長

ただいま、井下委員からアンケートにどのような意見があったのかという御質問を頂きました。

昨年度、教育委員会におきましては、二つの調査を実施しております。

一つは中学校のPTA会長を対象にアンケート調査を実施しております。それと市町村の教育委員会に対して、これは個別に聞き取り調査を実施したところでございます。

先ほど申し上げました、中学校のPTA会長を対象とするアンケートにつきましては昨年9月に実施したところでございます。ここで頂いた意見について若干御紹介させていただきますと、まず通学区域制について評価できる点といたしまして、生徒にとって地元の学校に進学しやすくなっている、遠距離通学を抑制している、それから保護者にとって経済的に負担が軽減される、地域の活性化につながっている、こういった観点で評価する声を頂いております。

それから課題と考える点ということで、通学区域制があることによって中学生の進路選択の幅が狭められている、入学者選抜に不公平感を覚えている、生徒の学力向上につながらない、切磋琢磨をする機会が失われているというような課題が指摘されています。

また、望ましい解決策の在り方ということで御意見を幾つか頂いております。これには実はいろいろな御意見を頂いております。通学区域制の廃止から現状維持、また各地域の高校の特色化・魅力化を進めていくべきといったこと、流入率の見直しといったような、かなり幅広い御提案を頂いたところであります。

また、市町村の教育委員会に対して実施した聞き取り調査につきましても、基本的にアンケートの結果と同じような内容が返ってきたところでございます。

井下委員

今のアンケートを、できたら子供たちからも採ってほしいと思うんです。実際に子供たちがどういう思いで学校選びをしているかという、そういうのも大事じゃないかと思うんです。

今のアンケートの結果でいうと、高校の枠を広げると、ほかの高校を受検できることが何か羨ましいじゃないですけど、若干そういうニュアンスがある。幅が広がれば自分の好きな所に行けるというのは間違いはないんですが、そう考えると、裏を返せば地元には、余り行きたい高校がないのでというふうに聞こえるんですね。

やはり、徳島市以外、県西部とか県南部の地域にある高校をもっと魅力化・特色化していくということをやっていないといけないんじゃないかなと思うんです。

そうじゃないと、生徒が減るので流入率のパーセンテージだけ変えていくということをやっている、多分意味が全くないような気がする。その辺を、どういう過程でやっているのか分からないんですが、流入率のパーセンテージだけをいじって、第1学区、第2学

区の緩和することは、今の流れから言うと、何となく徳島市内であふれた人を想定して緩和したように聞こえたりするんです。これは全体で調整しているんですか。

永戸教育創生課長

井下委員から通学区域制の今回の見直しについて、どのように考えているのかということです。

各地域の高校がそれぞれ魅力を持って、地元の子供がそこに通うというのがあるべき姿であることは教育委員会としても当然のことと考えております。

ただ、現状この通学区域制という制度があり、それから徳島市内の高校に、周辺部から子供たちが希望し進学しているという実態があり、学区内外の点数差があるという認識の中で、すぐに取り掛かれることとして、今回通学区域制の見直しをさせていただきました。

当然、委員がおっしゃるように各高校がそれぞれの特性を生かして魅力化していくことによって、各地域のお子さんたち、それから親御さんたちに受け入れていただき、親しんでいただくということが大事だと考えております。そういった方向で今後とも検討していきたいと考えております。

井下委員

今、おっしゃっていただいたように、本当に地域に高校があるというのは大事なことだと思います。

その上で、地元の子供たちが地元を誇りを持って、ちゃんと通えるような学校づくりをやっていたらと思います。そのためにできたら、今後、子供たちにアンケートを採ってほしいと思います。行きたい高校もそうなんですが、統合したメリットについても、本当に子供たちが今どういうふうに感じているのか、常に前向きに進めていかないと、足りないものを足していかないといけないと思います。

その上で、元々質問しようと思っていたんですけど、今、年間1,000人を超える義務教育課程の子供たちが、海外の教育を受けようと移住や留学をしているそうです。

特に、オランダのイエナプラン教育というのが注目されていまして、広島県教育委員会、福山市教育委員会なども去年視察に行ったようなんですが、その上でこれは僕の提案なんですが、例えばなんですけど、わざわざオランダまで行かなくても、徳島の高校に行ったら、そういうような教育を受けられる、独自路線の個性のあるような教育を受けられるよと言って、オランダに行かなくても徳島に来てもらえばいい。

これは、大きな話のようなんですが、例えば徳島のこの高校とか、この地域に行ったらいろんなメリットがありますというのは、移住のきっかけや、ほかの分野にもどんどん広がっていく、プラスの仕組みができるんじゃないかと思うんですが、こういうことに取り組んでいく可能性というのは、今後ありますか。

長町教育政策課長

井下委員からオランダのほうで行われている教育を国内で取り入れれば、わざわざオランダまで行く人が多い中で、こちらのほうに来てくれるのではないかというようなお話で



ございました。

特徴的な教育を行うということでは、永戸教育創生課長が申しあげましたように、海部高校などでは先行して、特徴のある教育を行うことで県外からの生徒を受け入れようという取組を行っているところです。

それから、各国の教育ということでは、世界各国の教育制度、教育の方法があると思います。特にヨーロッパにおいては、委員お話のオランダをはじめまして、フィンランドやスウェーデンなどの北欧、フランスなどそれぞれの国においてその歴史的な背景や文化に培われた優れた教育が行われていると思います。

そういった教育について、我々も海外の教育にも目を向けていくということは大切な視点であろうと思いますので、まずはその海外教育に詳しい専門家の方の御意見などを参考にしながら、様々な制度や方法等について幅広く研究してまいりたいとそのように考えております。

#### 井下委員

是非、進めてください。成功事例としても隠岐島前高校の魅力化とかいろいろと県外から地域にどんどん子供たちが来て、そこに根付いて、仕事までやっていくような成功事例も出ていますので、本当に教育は子供たちのというか地域の根幹、国の根幹であると思います。

通学区域制の話も出ていましたが、いろんな大人が本当にこの部分を真剣に考えていかないと、子供たちは自分たちで何ともできないところがあります。教育の現場だけは良いように前に進めてもらえたらと思います。

#### 美馬教育長

ただいまの学校の魅力化・特色化ということで総括して、私のほうから一言お答えをさせていただきます。

例えば、今回の通学区域制の問題等の中でも、地域の学校の特色化というのは両輪でございまして、一緒に考えていかなければならない問題であるということは認識しております。

我々にとってみたら、全ての学校が特色化して、そして行きたい学校が幾つもある、こういった形を取っていくというのが、一番大事なことであるということで、普通科の特色化・魅力化について考える研究会というのを現在、これは学校現場の皆様方と一緒に考えていっております。

また今、御承知のとおり、国のほうにおきましても教育再生会議を受けて中央審議会のほうで、特に普通科の今後の在り方について今、審議がなされているところであります。

この答申を受けまして、我々といたしましても今後の高校の魅力化・特色化につきましては、国の動きも注視しながら、それぞれの地域の今までの学校の伝統であるとか、また地域の期待、そういったものがございますので、特に普通科高校は、なかなか特色化しにくいと今まで言われておりましたけれども、しっかりと進めてまいりたいと考えております。

もちろん、専門高校におきましても今、特色化を進めておるところでございすけれど

も、全ての学校がどのような特色を持つべきなのかということ、井下委員からも御示唆を頂きました。あらゆる角度から特色化ということは考えてまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

#### 西沢委員

今に関連で、ちょっと聞かせてください。

海部高校で、以前からお願いしてあった遠隔授業をやっている。非常に良かったと思うんです。あと、一つは中身です。どういう中身でやっているのか、ちょっと聞いていませんけど、例えば、県内の高校の先生方には、非常に優れた教え方をする、単なる知識ではなく教え方のすばらしい先生がいます。また、予備校などの先生にも、すばらしい教え方をする先生がいます。

遠隔授業の中身について、いろんな角度からすばらしい、本物の教育ができるような仕掛けをしていただきたい。単なる遠隔授業というよりも本当に中身のある授業ができるのではないかと。

そして今、海部高校から遠隔授業が始まっているみたいですが、当然、一人の優れた先生の授業を、一つの学校だけじゃなく、いろんな高校に同時発信することも可能でしょう。そういういろんなやり方をやっていただけたら、効果が大きいものになるかなと思います。

それから、県南部のほうでは、昔からサーフィン族が来ておるわけです。特に海南、海部地域です。何十年も前からサーフィンが好きで、移り住んできて、やっている。

大分前から海部高校、旧海南高校にサーフィンの科ができないかというのを、ずっと模索してきましたけども、なかなかできない。そういうことができると全国から集まってくる。全国区の高校になることもできます。全国から集まってきていただいて、サーフィンを集中的にやる。その中で授業をしていくということも可能なんで、本当に特色のある、全国でも数少ない学校になるのじゃないか。地域特性を生かした、まねができないということも可能なんじゃないかなと思います。

だから、そういうサーフィンの科を作ったり、遠隔授業をやるとか、その中での本当の特色のある学校、全国に名前が売れるような高校になるのじゃないかなというふうに思うのですけども、いかがですか。

#### 永戸教育創生課長

ただいま、西沢委員から海部高校の特色化によって、全国から学生を呼べる学校にという御質問を頂きました。

実際、今、海部高校におきましては全国から生徒の募集を行っておりまして、この春も海部高校で5人、県外から単身で来た入学者がおります。だんだんと県外にも魅力が伝わっていらっしゃるというふうに思います。

遠隔授業とサーフィンについては、私どもも海部高校の魅力の大きな柱として、これからも取り組んでいきたいと思っております。

サーフィンにつきましては、公立高校においては全国にサーフィン部がないとか、サーフィン競技そのものの危険性もありますし、また地元でも一部の住民の方々は、サーフィ

ンに対していろんな御意見をお持ちになりますけども、地元のサーフィン愛好者の方々とも連携を深めさせていただきまして、できる限り海部高校の活性化に努めていきたいと考えております。

#### 西沢委員

県外からは、何人か来られていると思う。県内からは、バスケットボールなどのクラブ活動で、県下から海部高校に来ています。

県外からというのは、私も余り知らないのですが、どういう方が、どういう目的で、来られているんですか。親御さんの都合もあるでしょうけれども、どうなんですか。サーフィンをやりにきた人が多いのですか、それとも他のことが原因ですか。

#### 永戸教育創生課長

西沢委員から、県外からどういう理由で来ているのかという御質問でございます。

海部高校は、特色選抜にバスケットボールがありますので、それで県外から来ている子がいます。今年度に限っていいますと、サーフィン目的で来てくれた子が2人いると聞いております。

そういった方向でPRすることができれば、今後とも有効であろうかと考えております。

#### 西沢委員

県南の方で、世界的に有名な方もたくさん出ています。

サーフィンをやっている方々から、是非、学校にサーフィンの関係で呼べるような体制を作してほしい、自分らも応援しますということをお願いしております。

是非とも、連携してもっとサーフィンで呼べるような学校の在り方を模索して、全国から寄ってきてほしいというふうに思います。

#### 井川委員長

それでは、午食のために休憩いたします。(12時01分)

#### 井川委員長

それでは、再開いたします。(13時12分)

#### 西沢委員

南海トラフ地震臨時情報発表時の学校における対応方針(案)ですけれども、これは、案で当然まだ決まっていませんけれども、いつ頃、この案として出来上がったんですか。

#### 田村体育学校安全課防災・健康教育幹

南海トラフ地震臨時情報発表時の学校における防災対応方針(案)が、いつ頃、案として出来上がったかという御質問を頂きました。

県教育委員会では、昨年度末に徳島県南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応方針が

策定されましたことを受けて、1月22日に最初の対応方針検討委員会を立ち上げまして、そして国の内閣府のガイドラインが3月に策定され、4月に具体的な説明会がございましたので、説明会の内容を受けて検討し、6月に策定させていただいたというところでございます。

西沢委員

この案ができたのは、事前委員会前、後ですか。

田村体育学校安全課防災・健康教育幹

事前委員会の前ごろからの策定をはじめまして、まさに事前委員会の時にも、策定を進めていたところでございます。

西沢委員

こういう案ができれば、できれば委員会に出すよりも前に出してほしい。さっきも話があったけど、案であるとしても、検討する時間が欲しいんです。こんな分厚いやつを、委員会の時に出してくる場合もあって、こんなのが今読めるんかということもあつたりするから、できるだけ、2日ぐらい前でもいいですので、出してもらいたい。見る時間が欲しいと思います。そのためにいつできたのかと聞いたんです。

この中身ですけれども、これは国の方針に全く沿っているんですか。県独自で変えた所はあるんですか。

田村体育学校安全課防災・健康教育幹

今回、県教育委員会で、案を出させていただきました対応方針について、国の方針を踏まえているかという御質問を頂きました。

徳島県の対応方針が、昨年末に策定され、それを踏まえて案の作成を開始させていただいたあと、国のガイドラインが出てくるのを待っておったというところがございます。

国のガイドラインにおいて、気象庁・内閣府のほうから示されました新たな情報を、更にやり直す形で進めておるというところでございます。

西沢委員

私が聞きたいのは、国からの発表とイコールなんですかと、それとも、この中で県独自に、変えた所があるんですかという話です。

田村体育学校安全課防災・健康教育幹

内閣府から出されているガイドラインの中には、学校の対応について細かく記載されているものではございませんので、学校の対応方針については県独自のものが含まれておりますし、そこを今回、御提案させていただいて、御意見を頂くところでございます。

西沢委員

流れは、多分、国が示したもののそのままでしょう。でも、学校としてそれをまとめまし

たということなんですね。分かりました。

問題は、いろいろあるんです。国がやっている中で、国自身も悩んでいるところはあるんです。例えば、前回は、昭和東南海地震と昭和南海地震で丸2年間の差がありました。昭和19年12月と、昭和21年12月。その前は32時間ありました。だからこそ次は、同時じゃないと言われていたわけですね。大体3回に1回ぐらいは同時というのが繰り返されている。だから、次は同時かという見方が多いんです。ただ、前回、前々回と、32時間前とか2年前とかいう中で、いつにするかといったら、それは国も決められないというところが、本当のところではないか。3日前とか、1週間だったか、無理やりそういう決め方をしました。

そういうことを加味しながら、やらないといけないと思うんです。国が発表したから、そのままイコールとするということじゃなくて、もっと何かできないのかということも考えながら、作ってもらいたい。

国の関係でいうと、半割れするとき、最短2時間ぐらいで国は方針を発表するとあります。最短ということは、発表するまでに2時間以上掛かるということです。その間、待っているんですか。準備はいろいろするけど、それまでは動かないで待っているというふうに見えるんです。

半割れが東海地方で起こりました。それを受けて、どうしようかと考えるのに2時間以上掛かる。そのときに学校で待つという馬鹿なことはしませんよね。

でも、これを見ると、そう思ってしまうわけです。だから、できることはまず一生懸命やる。現場の先生だったら、そんなこと言わなくて、まずは逃げようという話になってきます。

逃げてからどうするか聞こうという感じになると思うんです。国の2時間以上掛かる発表を待つというのを中心にしたやり方ではなくて、できるだけ間違っても、まずは逃げる。どんな地震かという確認は、確かにすぐには難しいかも知りません。でも、地震の長さや大きさ、大きさはスロースリップの地震もあって、地震が小さくても大きな津波が来る場合がありますけれども、できるだけ分かる範囲内では早く逃げるということも中心に考えないかんのではないかと、これを見ていて思ったんです。いかがですか。

#### 田村体育学校安全課防災・健康教育幹

西沢委員から、今回の対応方針は、国の臨時情報の発表後、最短2時間のロスがあると、その中で、学校が対応を待ってはいけないというふうな御質問、御意見だったと思います。

資料2-2の6ページ、7ページの対応Aを御覧いただきますと、お分かりいただけるかと思うんですが、委員がおっしゃいましたように、気象庁から臨時情報の調査中が発表されて、最短2時間後に臨時情報の巨大地震警戒であるとか、巨大地震の注意であるとかいうふうな形の新たな情報が追い掛けて入ってまいります。

そういう流れの中で、7ページを御覧いただきますと、その青い調査中の情報から、赤い警戒の情報の間に、学校で具体的にどのような備えをするかということが、学校の時間内である場合と、学校の時間外である場合について、それぞれ具体的に丸印のところがございますが、挙げてあるのが今回の方針の肝になるタイムラインに沿ってというふうな形

で示させていただいたところでございます。

ただ、それは飽くまでも方針でございますので、実際のところは各学校で臨機応変な対応を取るよう指導してまいろうと思います。

#### 西沢委員

そういうことは書いておかないといけない。本当に現場対応というのは大切です。この前の東日本大震災で、逃げ遅れた方、マニュアルどおりやって大変になった。そんなことでは駄目なんです。

災害というのは、地震・津波もそうですけれども、どんな状態になるかというのは、学者でも分からない。だからこそ、現場での判断というのはとても重要なんです。その辺をメインに書くような形にしなければいけない。

7ページに青字で臨時情報(調査中)と書いてあると言いました。この中に、逃げるとは一言も書いてありません。状況によったら、国からの判断を待つまでもなく逃げるんだという臨機応変な対処が必要なんだということも、やはりメインで書いてほしい。これには、逃げることを書いていない。

私が言っているのは、6ページの真ん中辺り、赤字の臨時情報(巨大地震警戒)の右側の真ん中辺り、国からの呼び掛けの下に、巨大地震警戒対応、地震が発生してからでは明らかに避難が間に合わない沿岸部の住民は避難等と書いてあります。学校は書いてません。住民の中に入るのかも分かりません。国のガイドラインをそのまま書いたのかも知れないけれども、沿岸部の住民は避難等と書いてあります。これは、学校の対応方針だから学校について書かなければいけないと思います。

一応は書いてあるわけだけど、津波だけではないです。地震によっては、逃げる道路や崖が崩れてきたり、橋が壊れたりすることがあります。当然ながら、次の半割れが起きて、その次に地震が起こってから逃げたらいい、準備したらいいのではなくて、できるだけ避難しておくほうが大切で、その間に逃げる道が壊れるとか十分にあるわけです。

だから、まず逃げる、逃げておく。それで様子を見るというのをメインにしてほしい。ただ、学校に関しては、当然ながらどういう状態であったら逃げるかというのは、国の判断だけど、国の判断を待つまでもなく、できるだけ判断をする努力をするというのが、一つやらないいけないことではないのかと思うんです。

#### 田村体育学校安全課防災・健康教育幹

西沢委員から、国の判断を待つまでもなく逃げるということに重点を置いた方針の記載もあってもよいのではないかという御質問であったと思います。

先ほど委員からお話ございましたように、昭和東南海地震・昭和南海地震では2日、その前の安政東海地震・安政南海地震では32時間と、連動して起こることがございます。ただ、それが100年から150年に1度というふうな形ですので、南海トラフ地震臨時情報を重要なものであると捉えております。

そのような中で、国からの呼び掛けがあったときに、もちろん子供たちの命の安全の確保が最重要ではございますが、実際には、まだ徳島県内で地震が起こっている状態ではございませんので、その中で混乱を来すことなく、児童・保護者、地域と連携を取れるよう

な形で、この対応Aの場合であれば7日間の臨時休業を取らせていただいて、その中で、学校がそれぞれの部署でどのような備えができるかというものを整理するという流れで進めさせていただく予定であります。

#### 西沢委員

失敗を恐れない、いつ来るのか分からない、もう目の前に来ているか分からない。そういうことを思いながら、30年以内に起こるのが70パーセントとか80パーセントとかじゃなくて、もう目の前に来ているかも分からない、本当に来るかも分からないという思いの中で、空振りしてでも構わないからまず逃げる。今の状態だったら、そのことに対して誰も怒りません。30年前、40年前だったらそんなこと言ってもという話が出てくるかもしれませんが、今更、空振りしたからと誰が怒りますか。よくやったなという声のほうが多いと思います。そのくらいの気持ちの中で各学校の校長も考える。教育委員会じゃなく、学校の現場サイドでこういう行動を考えて、まず空振りしてでもいいから逃げるということを中心にしてほしい。

これはそうじゃないです。国に判断を委ねるということが中心です。そうではないです。自分らが子供らの命を守っているんだということを、ちゃんと意識しないとイケないと思う。もし、自分の子供がここにいるとしたらどうしますか。絶対、国の判断を待つことはしません。一斉に先に逃げないかと、後からどんなになっても構わないじゃないかと子供に言います。そういう気持ちで対応してほしいということを行っているわけです。

#### 田村体育学校安全課防災・健康教育幹

今、委員がおっしゃった、正に、子供を守る立場であるのは教員でございます。避難ということにつきましては、既に教育委員会で策定し、各校で毎年見直しをしていただいております学校防災管理マニュアルの中に、具体的な対応について各校に示しているところでございます。

今回の方針については、半割れのレベルが徳島県に与える影響によっては、学校防災管理マニュアルに沿うべき、すぐに避難というふうな臨機応変な対応を取る必要のある場面もあるかと思いますが、現時点ではタイムラインの中で地震発生後、緊急地震速報が出て、大津波警報が出るというときには、先ほど申し上げた学校防災管理マニュアルに沿って、すぐに動く形を取らせていただくような流れで示させていただいているものでございます。

#### 西沢委員

どんな状況の判断になるのか分からないので、学校のマニュアルどおりじゃ駄目なんです。マニュアルに書いてあるからこのとおりにやって、失敗しても自分の責任じゃないというんじゃないんです。

さっき言ったように、自分の子供をどうやって守ったらいいのかという気持ちでやる。マニュアルは関係ありません。一番は、マニュアルよりも現場で判断するというのもっと加味した、本当はそれを超えたマニュアルを作らないとイケない。

それと、国は科学的でなかったら良しとしないんです。科学的でなかったら国のほうは

認めないというところがある。でも、例えば兵庫県の阪神淡路大震災の時は明け方だったので、東の空が明るくなるのは当たり前です。でも、西の空が明るくなったでしょう。皆さん報道で知っているでしょう。夕焼けみたいにすごく真っ赤になった。科学的に証明されてないと思います。でも、巨大地震のときにはああいう現象がよくあるんです。そのほかの自然現象の中で、そんな現象を聞いたことがありますか。巨大地震と関係なく、太陽と関係なく、空が一部真っ赤になったとか聞いたことがありますか。

私から言わせたら、科学で証明されてないんですが、科学的でないとは言えません。科学で分からないという状況です。でも、それが起こったときには巨大地震が起こるとするのは、ほとんどイコールです。それらを予知として捉えないのか。国は科学的で分からないから入れていないというだけです。そんなときも現場の中で、逃げなかったらおかしい、一度逃げておこうかということも考えていけないといけない。国のマニュアルどおりじゃ駄目なんです。そういうことを考えてほしいと思います。

#### 東條副教育長

西沢委員から、大きな地震が起きたら、まず児童生徒の安全を考えて逃げるということが大切だというお話を頂きました。

これまで大きな震災が度重なってありましたので、その中で得られてきた教訓だと思います。大切なことだと考えております。

今回の対応方針案の中にも7ページを御覧いただきますと、具体的対応とその下の（注）なんですけれども、まず考え方としましては、大津波警報等に対し、児童生徒等の安全確保を最優先に対応すると、これが現場にとって一番大切なことだと考えております。

具体的対応のタイムラインがありますけれども、大きな地震が起きると、これまでの経験からしましても、最初に速報が出て大津波警報や沿岸部に対しての警報がラジオ・テレビ等でも流されます。それが出た場合には、児童生徒等の安全確保、避難というのをSTEP1、STEP2で定めているところでございます。こういう形でそれぞれの学校現場において対応していただくということを考えております。

#### 西沢委員

阪神淡路大震災のときに情報が錯綜そうしました。正確に把握するのにすごく時間が掛かったんです。その反省で、あれからいろいろやっています。でもどんなことが起こるか分かりません。災害情報がちゃんと入るのか、そこそこ早いだらうとは思いますが、でも電源が切れた、ブラックアウトみたいになったら、どこからの情報が入るか分かりません。携帯電話が鳴るかどうかも分かりません。

地震というのは例えば10秒、20秒程度だったら割れ方が少ないんです。1か所で割れると、200メートル、300メートル、400メートル、500メートルと行くわけです。時間が長いほど、割れる面積が大きくなって、大きな地震・津波になっていく。でも最近、スロースリップというものも出てきて、小さい地震の揺れであったとしても大きな津波が来る場合があります。でも、10秒や20秒だったら距離が短いから拡散されて、津波は多分それほど大きくない可能性が十分高いと思います。



だからまずは、地震の大きさというよりも揺れの長さです。2分、3分揺れると危ない。30秒だったら、どうしようかというのがありますけど、1分以上になると割れの長さが長いということで、まず避難するというのも考えて、地震が小さくても揺れの長さが長いと危ないということから避難しておくとか、いろいろなことを考えないといけないと思います。地震の大きさに惑わされてはいけないんです。地震が大きくて長かったら当然です。地震が小さくて長くても問題です。スロースリップの地震を、私はずっと言ってきました。もう何年も前から言ってきましたけれども、各学校の先生方は子供を預かっているんですから、そういうことも考えて、そのときはまず逃げるということを考えてほしいと思います。

それともう一つ、最近、車で県議会へ来ているんですけれども、学生らは非常に大きなかばんを抱えています。重たいのではないかというくらいのかばんを抱えています。あれはどんな物が入っているのか。1日で使う全部の物が入っているんですか。あれだけの物が入っているんですか。避難するときにあれを持って逃げるんですか。それとも、置いて逃げるというマニュアルになっているのか。

#### 田村体育学校安全課防災・健康教育幹

西沢委員から通学時であるとか子供たちが様々な物を持つ中で、地震が来た場合の避難についての御指摘を頂きました。

子供たちの防災教育の中で、落ちてくる物や倒れてくる物から逃れる等々指導する際に、自分がいる場所においてどのような行動を取ることが最も命を守る行動につながるかということについては、防災教育の中で指導させていただいているところでございます。かばんについては、そのような場合には当然、持たずに自分の命を最優先に行動することを指導しております。

#### 西沢委員

あれだけのかばん、すごく多い荷物を持っていますけれども、学校でその日に使うのか。ずっと学校に置いておいてもいい物もあるだろうし、毎日学習するために持って帰らないといけない物、いろいろあると思うんですけれども、家に置いておいてもいい物もあるんじゃないかと思うんですけれども、中身はどのようになっていますか。

#### 小倉学校教育課長

委員からお話がありました、かばんの中身です。当然、教科書のほかに、例えば工作があるときの道具であるとか、図鑑とかそういった物が入っている場合が想定されます。

ただ、こちらにつきましては、児童生徒の携行品に係る配慮について、余りにも重過ぎる物を持って長時間通学するのは体にも良くないということで、県としては、携行品がなるべく児童生徒の負担にならないようにしっかりと配慮をすることという連絡を各市町村に行うのみならず、例えば、週末の持ち帰り用品は金曜日と木曜日に分けて持って帰るように指導するということであるとか、空き教室がある場合とかは、書写や図工、音楽に使用する教材教具を特定の場所に置いておくことを学校としてまとめるということといった実際の学校の優良事例を集めて、各学校に情報提供しております。

## 西沢委員

そういうことをできるだけ常日頃の負担等、逃げるときも、教科書も必要ですからといって全部持って行かないで、いらぬ物は置いておいて、また毎日持って行かないといけない物、学校に置いておける物は置いておくとか、いろんな配慮の中で逃げやすいと、その中で特にもう置いて逃げるんだというのもしっかり生徒に常日頃から伝えて訓練するというのをやってほしい。

1週間程度の臨時休業となったときには一度帰るとなっていますけれども、例えば、近くの学校で高台や津波にやられない、地震に強いという学校があれば、そこでしばらくは様子を見ることも、1週間はまず避難や自宅にいても構いません。でもその次の1週間は、近くの学校で、もし行ける所であればそこで面倒をみてもらうとか、廃校や学校統合なんかでうまくいい所があればそういう分担してやるとか、いろいろと工夫して、安全な所でやるということもやったらいいのではないかなという気がします。

それと、今のは県立高校だけです。でも小・中学校、それから私立学校、それから幼保、そのあたりへの徹底というのをちゃんとやってほしいと思います。

## 南委員

教職員の処遇に係る情報公開についてお伺いします。6月28日の徳島新聞に懲戒処分に至らない職員や教員への文書訓告などの内部処分を情報公開の対象外としているとの報道があったことを受け、7月1日の総務委員会において同じ徳島県議会自由民主党の岩丸委員から知事部局の情報開示についての質疑がありましたが、教育委員会においてはどのようなふうになっていますか。

## 中野教職員課長

委員から教育委員会における処分に対する情報公開の現状についての、御質問です。

教職員の処分につきましては、地方公務員法第29条に基づく免職・停職・減給及び戒告の4種類を懲戒処分としまして、また、懲戒処分に至らない規律違反などに対し、文書訓告及び厳重注意の2種類を服務上の措置として実施しております。

教職員の処分に関する情報公開について、懲戒処分は事案の重大性や社会的な影響を鑑み、事案の概要・教職員の所属・職名・年齢・性別・処分の内容・処分年月日といった全てを公表しており、免職や停職の場合には氏名も公表しております。

一方、服務上の措置につきましては、事案の重要性や社会的な影響と、教職員の個人の権利・利益等を比較考慮し検討した上で、個人に関する情報で特定の個人を識別する恐れがあることや公正、かつ、円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、県情報公開条例第8条に基づき情報公開の対象外として対応してまいりました。

## 南委員

服務上の措置について、徳島県情報公開条例第8条に基づいて、情報公開の対象外として対応してきたとのことですが、教育委員会でのこれまでの件数を教えていただけますか。

中野教職員課長

これまでの件数についての御質問ですけれども、服務上の措置について、直近の3年間の件数で申し上げますと、平成28年度に16件、平成29年度に13件、平成30年度に13件の措置を講じております。

南委員

教職員の個人の権利と利益は確かに重要であると思うんですけれども、一方で県民の知る権利を保障することも重要であり、相反する条件の下でどこまで情報を開示していくかというのは難しい問題だと思いますが、今後どのように対応していく方針ですか。

中野教職員課長

今後の対応についての御質問ですけれども、これまで服務上の措置につきましては、個人に関する情報で、特定の個人を識別するおそれがあることや、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから徳島県情報公開条例第8条に基づき情報公開の対象外として対応してきたところではありますが、委員お話しのとおり県民の知る権利を保障し、更に公正で開かれた県政を推進していくことも、非常に重要なことと認識しております。

今後は知事部局とともに国や他県の状況を参考にしながら、教職員個人の権利・利益と県民の知る権利の両方のバランスを考慮した上で公開の方法につきまして、前向きに検討してまいりたいと考えております。

南委員

納得いくようではあります。もうちょっとこの問題と絡めて話したいんですが。

次に、国のいじめ防止対策推進法の改正の動きに対して、いじめへの加担や隠蔽等のあった教員の処分に関する規定が盛り込まれない方向になったと聞きました。いじめ防止対策推進法にいじめに加担や隠蔽をした教員に対する処分に関する規定を盛り込むことが、いじめの防止につながると考えますが、まず、今の学校におけるいじめ防止の取組の状況を教えてください。

安西いじめ問題等対策室長

ただいま南委員より、いじめの対応における教員の隠蔽や加担等の問題に関連して、学校での取組状況について御質問いただきました。

全国的に見ますと、まだまだいじめを苦しめた自殺や事件として扱われるような極めて陰湿かつ悪質ないじめが、後を絶たない状況でございます。

また、学校でそれらのいじめが認知されていなかったり、情報共有されていない場合、さらには、一部に教職員がいじめに加担したり、助長するような発言をするなど、大きな問題となったことを承知しております。

県教育委員会では、いじめを疑う事案があった場合は、発見した教職員だけで判断したり指導するのではなく、必ずいじめ対策組織で検討するよう指導してまいりました。

また、その上でいじめを積極的に認知し、対策、検討し、全教職員の共通理解の下、組織を上げていじめられている児童生徒を守り、早期解決を図ることが何より大切であることを機会があるごとに徹底してまいりました。

学校現場では法の定義に従って、軽微なうちに積極的にいじめの認知を行っており、その結果としていじめの認知件数は、年々増加してきております。時には解決に時間を要する事案もございますが、市町村教育委員会そして県教育委員会も支援しながら、いじめられている児童・生徒に寄り添った対応を進めてまいりました。

また、小・中学校を中心にいじめ防止子供委員会を設置し、子供たちがいじめ問題を自分のこととして捉え、主体的にいじめ防止に取り組んでいくことを通して、いじめの予防やより確実ないじめの認知、早期解決を図ることにもつながると考え、設置を拡大しているところでございます。

今後とも、いじめが命に関わる重大な問題であることを認識し、情報共有を必ず行い、組織を挙げて早期に解決していくこと、そして委員御指摘の隠蔽や加担といったことが、疑われることが絶対にならないよう、危機意識を高く持って取り組むことを研修会やあらゆる機会を通して、指導してまいりたいと考えております。

#### 南委員

学校の現場ではいじめを防止するために、様々な取組が行われている。いじめを見逃さないという気持ちで教員に頑張ってもらっている。そういった中においても、いじめの認知件数が増加傾向であるというのは、いじめに対する感度が上がっているというか、教員の児童や生徒のサインを見逃さないという気持ちが非常によくなってきたせいだというふうに感じます。

その中で、教員がいじめを受けた児童や生徒のサインを見逃したり、気付いていながら報告していなかった場合には、どのように対応するのですか。

#### 中野教職員課長

教員がいじめに気付いていながら、サインを見逃したり、報告していなかった場合、県教育委員会はどうか対応するのかという御質問でございます。

生徒の訴えを意図的に無視をすとか、明らかに不適切な対応によって深刻な事態を招いたような場合につきましては、相応の処分をすることになると考えております。

県教育委員会の処分量定の中にも、侮蔑的な言動により児童生徒に著しい精神的苦痛を負わせた場合や、生徒指導における不適切な指導といった基準を設けております。いじめを助長したり、隠したりした場合につきましては、それらに該当すると考えております。

#### 南委員

日本の場合、受け取り方が広く取れるような感じで書かれている法律がたくさんあるように思うのです。最近のいろんな事件を見ていると、もっと細かく書いておいて、またアメリカの弁護士などでも、これをしたら資格を剥奪すとか、全て細かく書いてあるように、具体的にちゃんと書いてあるのが、私としてはいい法律や制度ではないかと思う。

そういった中でいじめを減らしていく、根絶していくためには、いじめに特化した処分

の量定というのが必要なのかなと思っています。

そういう中で、県教育委員会におきましても、国や他県の動向を注視していただいて、教職員のいじめの加担や隠蔽等が起こらないような体制づくりに向けて、また意図的な見逃しを含めて、対応が不適切な場合には懲戒処分も含めた相当な処分に値するという緊張感を持って、しっかりと取り組んでいただきたい。

今ある規定は、どちらとも受け取れるような書き方のような気がしている中で、文書まで行かなくても、そういう意識付けの教育のときには、そういうことまで含めてやっていただきたいと思います。

今日の最初の公立高校の普通科の通学区域制の話ですけれども、徳島市の普通科高校にどうしても行きたい、学力を伸ばしたい人が希望して、そこに集まるんだろうと思います。脇町辺りからだ距離があるから通学時間にそれだけ費やすより、地元の脇町高校でいい。脇町高校には優秀な先生もいて、学力も伸ばせるという評価の下でやっているんですけども、鳴門地域から徳島市に行きたい人が多いというのは、鳴門高校がそういう評価になっていないのではないかと。良い先生はいるんだけど、周りの評価がそこまで追い付いていないというのが一つの原因ではないのか。

昔は脇町高校に理数科があって、本当に優秀な子が理数科に入るんだみたいな感じで、中学の時も勉強していたと思うんですが、今そういう感じで思っているのは、徳島市立高校の理数科と池田高校の探究科ぐらい。脇町高校も入ってからスーパーサイエンスハイスクールに希望して入れたら、同じような感じにはなるんですが、私としては余りクラス替えのない状況よりは、ある程度クラス替えのあるほうが良いような気はしています。勉強したいという子が集まれる環境づくりをいろんな学校でしてあげれば、徳島市の公立高校に特に希望するという方がもっと減るのではないかと考えています。

そういう特色づくりと、どうしても学力優先で勉強したいという子が徳島市に集中するのではなくて、富岡西高校あたりも頑張ってますし、脇町高校もまあまあ頑張っている。でも、小松島高校とか鳴門高校というのは、そういうはざまに入っているのかなという気がしている。そういう学校に対しても良い教員を配置して、学力が十分伸びますという形にしていきたいなど、私としては思っています。

教育委員会の体質的な話もあったんですが、私も議員になって最初の頃から吉野川沿いにある高校の寮が、建替えの時期が来ているけど、修繕費用すらなかなか出してくれないので、何度もお願いに行ったんですが、今は学校の校舎のほうを優先して予算を配分しているので、寮はその後ですと言われました。学校の校舎の耐震工事が全部終わったらいきなり吉野川沿い、私の地元のつるぎ町にあった二つの寮が、入寮者の希望者が全体的には少ないことから廃止になりました。それにより五つから三つになったんです。ずっと議員になってから相談してるのに、いきなりぱっと出たんです。

あれだけずっと相談していても、何の情報も入ってこなかったというのを、今日の庄野委員の最初の質問の中で、その時をちょっと思い出しました。

私の高校の同級生で学校の校長もして定年しましたけど、その人が、議員は我々が決めようとしてることを混ぜに来ると、僕にすごく突っかかってきたことがあったりした。そういう意識のある人がいるのかなと思った。変に事前に議員に情報が漏れると、いろんな所から圧力を掛けてくるのではないかとという警戒をしてる人が結構いらっしやるのではな

いだろうか。

我々も、住民との対話の中でこういう意見があって、それを反映してほしいという形の中で言っているのであって、これこそが本当の民主主義の在り方です。民主主義は、決定するのに時間が掛かるんです。そういうのは、ある程度住民に理解してもらって、議員からの意見というのをポイント、ポイントで聞ける体制とか、逆に情報を出してもらおうということもしていただかないと、我々も何のために議員をやっているのか本当に分からなくなるので、これからどうぞよろしくお願いします。

#### 美馬教育長

南委員からの御指摘は、教育委員会の事業の進め方の中で、委員に対してもっと丁寧に対応して御意見をお聞きして、それを反映していくということだと思います。

私自身、委員の皆様方は民意によって選ばれて、県民の意見を代表しながら御意見を頂いているということを常々、肝に銘じながら、皆様方の御意見をしっかりとお聞きして、そしてできるだけ丁寧に情報も提供しながら御意見を頂いていくということを、今後とも心掛けて政策立案等に向けてまいりたいというふうに考えます。よろしくお願ひ申し上げます。

#### 東条委員

私は生活困窮者の相談事業をやっております、教育は本当に大事、とにかく高校を出るといことがすごく大事だなというのを痛感したんです。ハローワークの求人票は、高卒以上と必ず載っているんです。義務教育で終わっているという方が相談にいらっしゃるんですが、すごく自尊心をなくして卑下しているような状況なんです。

できるだけ公平に、皆さんが夢や希望を抱いた環境をそのままつなげていけるような、そんな教育体制にしていだけたら、本当に有り難いなというふうに、まず申し上げます。

先ほど、いじめのお話がございました。現場のほうでいじめ対策組織を作られたり、子供の委員会を作られているというふうに聞いたんですが、委員会とか組織というのは、どのようなメンバーが入っているのか、教えていただいてもいいですか。

#### 安西いじめ問題等対策室長

東条委員より、いじめ防止子ども委員会についての御質問を頂きました。

いじめ防止子ども委員会につきましては、昨年度7月から各学校に案内をしまして、子供たちが主体的にいじめ問題に取り組むことによって、本当の意味で子供たちが立ち上がって解決しないと、なかなかいじめ問題は本当の解決ができないという思いから、各学校にお願いして小・中学校と特別支援学校の小学部・中学部に御案内をして、令和2年度までに全校設置をお願いしております。

本年度まだ設置途中での段階ではあるわけですが、学校によって設置可能な範囲で設置をしてくださいということで、小学校も中学校も、それぞれ子供たちが委員会活動というのを行っております。人権委員会とか生活委員会、体育委員会、そういった委員会の中にいじめ防止子供委員会、いじめを防ぐ委員会、名称は変わっていてもいいんです

が、そういった委員会を設けたり、若しくは、人権委員会などがいじめ防止をもっと前面に出して取り組んでもらう。若しくは、子供たちの代表である児童会・生徒会が中心になって、いじめ防止に取り組む。学校の実態に応じて取り組める範囲内で実践してくださいとお願いしているものです。

そういった取組の中には、いじめストップ集会でありますとか、いじめに関する標語を募集したり、本当に素朴なところでは、まずは人とのつながりを大切にするという意味でいじめ防止委員会が挨拶運動を行ったり、中には昨年度、全国いじめ問題子供サミットに徳島県代表で出た学校の中には、いじめをしない仲間を増やしていこうということで缶バッジを作って、それを自分はいじめをしない宣言として缶バッジを付ける子供たちを増やしていこうという取組をした中学校もあつたりしているところですよ。

現在のところ約半数の小・中学校、特別支援学校で設置が進んでおります。

今、来年度の全校設置に向けて、更に呼び掛けを強く行っているところでございます。

#### 東条委員

いじめをなくしていこうということで、子供自らがそういうところに参画して見て見ぬ振りをしていないと、あることはあることできちんと報告するというのは、すごくいいことだろうというふうに思います。

ところで、現場だけではなく、民間でそういう活動している所があると思うんですけども、民間団体との連携は図られているのですか。

#### 安西いじめ問題等対策室長

ただいま、いじめ防止等に向けて民間団体と連携をしているかという御質問を頂きました。

本室が行っている事業については三つの民間団体と連携をしております。

主に、相談活動を行っている機関でございますが、特定非営利活動法人チャイルドライン、特定非営利活動法人アプローチ会、それから社会福祉法人徳島県自殺予防協会と連携をしております。例えば、特定非営利活動法人チャイルドラインにつきましては、チャイルドラインのことを紹介するカードを本課より各学校へ配布したりしています。また、チャイルドラインの方に人権教育の指導員になっていただいて、各学校で講話をしていただいたりしています。

社会福祉法人徳島県自殺予防協会につきましては、毎月、協会が行っている自殺予防の研修会に本課から参加させていただき、一緒に勉強させていただいております。また、県教育委員会の附属機関として平成26年度以降、徳島県いじめ問題等対策審議会を設けております。その審議会の委員としても1名の方をお願いしております。

それから特定非営利活動法人アプローチ会につきましては、本課から派遣している命と心の授業というのがございます。この命と心の授業の講師として学校でストレスの対応やSOSの出し方等について講話をしていただいております。

この三つの団体とも特に特定非営利活動法人チャイルドラインと社会福祉法人徳島県自殺予防協会につきましては、相談機関でもございますので、本課が何らかの啓発資料を毎年出していますが、その中で24時間子どもSOSダイヤルとか法務局、警察、児童相談

所、こういった相談機関がありますよという紹介の中でも、チャイルドラインやいのちの希望などの相談機関を紹介しております。

今後とも、相談機関をはじめとした民間の団体と連携をした取組やより多様な相談窓口を児童生徒に広報するとともに、協力して、子供たちの心と命を守ってまいりたいと考えております。

#### 東条委員

実は、特定非営利活動法人チャイルドラインとずっとつながりがございます。とくしま県民活動プラザのほうに、いろんな団体がある中で、人権の問題とか子供の問題とかいろいろつながる所がありまして、それで話をしていたら、パンフレットをもらいましたので、委員の方にお配りをさせていただけたらと思います。全国規模なんですけど、徳島でどのくらいの電話が掛かってくるのかということを知りました。

そうしたら、年間1,620件の電話が何らかの形で入っているんですが、受けられるのが529件、会話が成立したのが264件、会話が不成立が141件、無言というのが124件あったそうです。

性別的には男性が多く259件、女性が134件で、不明は136件ということで、男性のほうが多くて、年齢的には18歳からが多いんです。中学校卒業から18歳が185件、中学生が63件、小学校の高学年の方が25件というふうに、小学校になれば減ってくるんです。学校の先生と相談できるというのは小学校のうちかなというふうに、この数字から見て思ったのです。中学校が一番、相談しにくい。高校に上がる状況が一番悩んでいるようなことがあるのかなと。

内容はどんなことですかと聞いたら、一番は自分のことらしいのですが、あと学校のこととかフリースクールということに続いているようなんです。

中学校から高校に向けての対策というのがすごく大事なのではないかと考えております。民間団体がどういう話を聞いているのか知るといえるのは、すごくいいと思うんです。

先生や家庭の中で話せるというのは限られています。他機関に話をしやすいという状況があるんだろうということを感じましたので、是非、そういう民間団体との連携も強めていただけたら有り難いと思います。また、委員の方には、後でお配りしたいと思います。

とくしま県民活動プラザには、NPOや、任意団体といったいろんな団体がいらっしやる中で、小学校の先生が3年ほど、派遣という形でおいでしていたんです。

その先生が学校や現場のことを教えてくださったり、先生も学校現場では習わなかったことをここでいろいろと勉強した、とくしま県民活動プラザの3年間のすばらしい活動や素敵な方々の出会いで、これまでの教員生活で得ることができなかった貴重な宝物になっているということをお話しされたんです。今も先生を現場に配置することもされていると思うんですけども、その実態は、どうなのかということを知りたいと思います。

#### 中野教職員課長

教員が知事部局等の県の機関に出向しているようなケースがあるかという御質問です。今年につきまして申し上げますと、具体的には県民環境政策課、消費者くらし政策課、



県民スポーツ課といったような各課であったり、また、中央こども女性相談センター、県立農業高等学校、文学書道館といった関係機関に行っている例がございます。

#### 東条委員

違う所に行くことによって、暴力の問題だったり、私たちの活動を見てびっくりしていただいたりとか、今まで経験したことがない、学校現場だけでは幅が広がらない部分が、すごく広がったと先生が言われていました。教育現場にも必要な人材なんだろうと思うんですけれども、やはり教育現場から離れるということも、次につながっていくんじゃないかと思います。そういうことも是非お願いできたらと思います。

また、とくしま県民活動プラザに派遣されていた先生が、教育というのに対して、すごく熱心にやられているということをお教えいただきましたので、必要だなということを痛感しました。

引き続き、働き方の問題です。

先ほどのいじめの問題でも関係するんですけど、先生が本当にお忙しいということ、庄野委員や長池委員が、働き方改革によって変えていこうという動きがあるということをおっしゃってたんなんですけれども、現場の先生方の聞き取りとか、調査というのは、もう既にされているんでしょうか。残業時間とか、そういう働き過ぎというような状況の中でですけど、どうでしょうか。

#### 長町教育政策課長

ただいま、東条委員から働き方改革について現場の声を聞いているのかという御質問を頂きました。

教員へのアンケート調査というような形では行っておりませんが、昨年6月に若手教員を中心とした働き方改革推進チームを立ち上げて、4回にわたる会議の中で彼らの率直な現場の声を伺ってまいりました。

それらの議論を基に、昨年11月にとくしまの学校における働き方改革プランを策定したところでございます。

また、県教育委員会が県内の公立小・中学校を対象に実施した、教員の時間外勤務状況調査によりますと、教員の月当たりの時間外勤務時間として、平成29年度が小学校では約56時間、中学校では約83時間、平成30年度が小学校では52時間、中学校では約75時間と、平成29年度から平成30年度にかけて、若干改善しているというような状況です。

#### 東条委員

現場の先生にお伺いをしたら、調査はしていただいたんですけども、なかなか月80時間を過ぎると言いにくい、月80時間以内にできるだけ抑えておくようにしている。でも、実際の現場では部活動の指導を入れて150時間ぐらい働かれているというようなことを耳にしました。どうして、それをちゃんと言わないんですかと聞いたら、産業医への相談とかいろいろ面倒だから、自分はできるだけ月80時間に抑えているんだとお話しされました。その辺も、やはり本当の働き方改革、もうちょっと現場に寄り添った状況をきっちり聞いていただきたい。それが分からないと働き方改革というのは、なかなか進められない

ので、教員自身が本当にどれだけ働いているのかということが、きっちり分かるような状況というのが要る。保護者から言わせていただいたら、やっぱり部活動をちゃんと見てくれる先生はいい、あの先生に来てほしいとか、先生にいてほしいという要望はあるんですけども、働き方改革をきちっと意識付けていかないと、なかなか本当の改革にはなっていない。

正直に働いている現状、こういうことが要望されて、こういう評価があるからどうしても働いてしまうというようなことも含めて、現場の実態をきちんとつかんでいただきたい。

それと、ほかの県のことを聞いたんですけれども、学校がある時間は駄目なんですけど、夏休みなどの休みになったときに時差出勤とか、サマータイムというようなものを他県でも設けているということを聞いたんですけど、徳島県はどういう状況になっているんでしょうか。

#### 長町教育政策課長

東条委員から、より正確に実態の把握をとということでございます。

今回6月議会で庄野委員の代表質問に対し答弁をさせていただきました。教員の在校等時間を把握するようという国のガイドラインがございます。

それに基づきまして、全ての県立学校におきまして、この夏から出退勤管理システムというICTを活用したシステムを導入いたしまして、教員の勤務時間をより正確に把握をしまして、働き方を見える化し、改善につなげてまいりたいとそうように考えておるところでございます。

#### 中野教職員課長

東条委員から、例えば、夏休みに時差出勤の制度があるかという御質問です。

今年から県立学校につきましては、夏季休業の期間に教員を対象に時差出勤を行おうとしているところです。

もう少し詳細を申し上げますと、各県立学校の勤務時間に対しまして、最大60分早出・遅出を、30分ごと、教員ごとに設定できるというような形を採っております。今後、その効果等も見たいと思っております。

#### 東条委員

教員が働きやすい職場でないと、なかなか子供に目が行き届かないというのがありますので、部活動の指導をどれぐらいしているのかなど、先生に対する働き方全体を見ながら、子供にとっていい教員にするには、先生自体も子供もいらっしゃいますし、家庭というのがありますので、そのことも鑑みて働きやすいというような状況を是非、作っていただけたらと思います。

それと、フッ化物洗口についてなんですけれども、実は徳島市の新町小学校と川内南小学校の2校が、既に平成28年度から平成30年度までの3年間、モデル校として実施を終えて、次の段階になっているようなんです。

今年度、徳島県でもフッ化物洗口を始める準備をしているということをお伺いしたんで

すけれども、その状況はどうなっているのかお聞きしたいんです。

田村体育学校安全課防災・健康教育幹

東条委員より、県で子供たちの歯と口腔<sup>こう</sup>の健康づくりのためのフッ化物洗口についての御質問でありました。

徳島県では、平成24年2月に県の条例で、笑顔が踊るとくしま歯と口腔<sup>こう</sup>の健康づくり推進条例が制定されました。この条例の中に、県は歯と口腔<sup>こう</sup>の健康づくりを推進するため、次に掲げる施策を実施するものとあり、その中にフッ化物応用、その他の科学的根拠に基づく歯科疾患の予防対策等の支援というふうに示されております。

この条例にのっとりまして、県では本年度よりつるぎ町の小学校において、フッ化物洗口を保護者・学校の御理解を頂いた上でモデル的に実施をスタートさせたところでございます。

東条委員

事前に、徳島県はどうなっているんですかと聞いたら、先ほどの笑顔が踊るとくしま歯と口腔<sup>こう</sup>の健康づくり推進条例第11条の御説明を受けて、平成24年にできた条例で進められている。徳島市がモデル校でやられているほかに県内外のどこかで実施されているということも、県としても多分、情報収集をされているんだろうと思うんです。

それで、やっと今年度から踏み切る準備に入られていると思うんですが、フッ化物に対する賛否があって、徳島市の保護者の方から、やっているんだけど安全なんだろうかということも言われたりして心配だったので、これまでの経過と実施すると決められたその準備物みたいなものがあるのかどうか教えていただきたい。実施する以上は、徳島市の状況を把握したり、県外でどういうふうに行われているのかというのを聞かれて進められようとしているのかどうか教えてください。

田村体育学校安全課防災・健康教育幹

県でフッ化物洗口を実施するに当たって、徳島市や他県の情報を入手した上で進めているのかという御質問を頂きました。

徳島市の実施状況については、これは市が予算を立てて進められていることですので、私どもが直接、その成果等々について伺っているところはございませんが、県として、徳島県歯科医師会の知見を頂き、連携させていただく中で、養護教諭への研修会で先進事例である新潟県の実施状況などを御講演いただいて、そのあたりも参考にしつつ、先ほど申しました条例にのっとり、今回、実施を進めておるというところでございます。

東条委員

そんなに情報というのはいらないようですね。徳島市がしていることも、市がしているからということのようです。やはりされている所に対する情報収集をしていただきたい。県がすることですので、県の教育委員会が進めてくれているというものは、絶対安全なんだと思ってしまうと思うんです。

ところが、日本弁護士連合会が意見書を出していると聞きましたので、私としてはすご

く心配です。

子供の健康上、小学校はやめたほうがいいんじゃないか、低学年はやめたほうがいいんじゃないか、高学年から中学校にかけてのほうで安全性からいえばいいんじゃないかというふうなことを危惧しました。今回、取り掛かることに際しまして十分注意をして、進めていただけたらと思います。

私も、いろいろ勉強してみたいと思っておりますので、情報収集も含めて進めていただけたらと思います。

#### 田村体育学校安全課防災・健康教育幹

ただいま、東条委員から今後も情報収集を進める中で取り組んでいただきたいという御質問、御提案を頂きました。

今年度より、つるぎ町で実証スタートしたモデル事業でございますので、既に実施されている徳島市の成果等も今後情報入手したり、あるいは専門的な医学的な知見は徳島県歯科医師会から情報を頂いたりしながら、慎重に保護者・学校の理解を得た上で進めてまいろうと思っております。

#### 梶原委員

公立学校普通科における通学区域制の見直しにつきましては、朝から庄野委員と長池委員から厳しい指摘もありました。先ほど、南委員からもありまして、教育長からもこれから丁寧にやっていくということですので、しっかりお願いしたいと思っております。

令和2年度から制度がスタートするというところで、有識者会議の様々な意見も大事なのですが、行政の場合は、とにかく有識者会議の意見ありきという感じで、それが恐らく答えになるといった場合が多々あると思うのです。今回の場合は、現場の教職員の方とか、市町村教育委員会、また生徒さん自身や親御さんとか、様々な意見とか判断があると思っておりますので、そこら辺を丁寧にくみ取っていただいて、これで決め打ちというのではなくて、修正も様々加えながら丁寧にやっていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

南海トラフ地震臨時情報発表時の学校における対応方針（案）につきましては、先ほど西沢委員が、現場対応が非常に大事だとおっしゃっていました。これは学校のタイムラインが書いてあるわけでございますけども、最終的には個人個人が自分の身をいかに守っていくのかというのが、根本的にはそこが大事だと思うのです。

そういう意味で、全国の自治体でマイタイムラインという、個人個人のタイムラインを作るといふ動きもございます。県外の自治体の学校でも個人個人の避難行動計画を作っている小・中学校がどこかにあったと思うのですが、そういう取組をされている県内の学校というのはございますでしょうか。

#### 田村体育学校安全課防災・健康教育幹

個人個人での行動計画、避難情報が出た際のタイムラインの作成をしている学校があるかという御質問であるかと思っております。

今回、県のほうで臨時情報が発表された際の方針について策定させていただいたところ

ですが、県立学校についての方針でございまして、個人については策定してはございません。

梶原委員

これは学校のタイムラインということで、もちろん非常に大事なのですが、私がお伝えしているのは、最終的には個人個人が自分の命を守る、こうなったときにこういう行動するというのを、生徒さんが家に帰って、家族と一緒に作って作る。それがマイタイムラインと今、言われているのですが、そういう取組を県内の学校でしている学校があるかということでお聞きしたんですが。

田村体育学校安全課防災・健康教育幹

子供たちが各家庭でタイムラインのようなものを作っているかという御質問と申します。

小・中学校の防災教育の中で、実際に災害が発生したときの家族との集合場所やその後の動きについては、今年度より、あわっ子防災チャレンジという取組をさせていただく中に、災害時の家族の避難場所であるとか、避難に向けての地図であるとか、連絡を取るための防災カードを付けまして、それを基に家族でそれぞれ話し合いを進めてもらうということを始めたとごさいます。これを今後、各御家庭で委員がおっしゃるようなタイムライン的なものについても話し合っただけのきっかけにさせていただこうと思っております。

梶原委員

学校でそういう取組をして、それを家庭に持って帰って家族全員が考えるのは、それが一番有効的な防災対策だと思いますので、またしっかり取り組んでいただきたいと思います。

三つほど、用意してきた質問がありますのでお願いしたいと思います。

まず1点目が外国人への日本語教育についてお伺いいたします。

6月28日に日本語教育の推進に関する法律というのが公布・施行されております。これは、これからどんどん増えていく外国人の方に対しての日本語教育を受ける機会が最大限確保されるようにするということが基本理念に明記されております。また、地方自治体も地域の状況に応じた施策を策定し実施することが責務とされておまして、今後は出入国管理法の改正等で外国人の方も増えていくと思っておりますし、またそれに伴って子供もどんどん日本や徳島で生活される場が多くなると思うんですが、この外国人への日本語教育について、これから県としてはどういう取組をされるのか教えていただきたい。

小林グローバル・文化教育課長

ただいま、梶原委員から外国人帰国児童等、日本語指導が必要な者に対してどのような教育を行っているのかという御質問を頂きました。

今、徳島県では日本語の指導等が必要な児童につきまして、外国人児童生徒支援教員を2名、3校へ、外国生活支援派遣講師を2校へ配置している状況でございまして。同時に市

町村と連携して、マンツーマンで日本語指導等に当たる日本語教師の派遣を、要望のあった全ての児童生徒に行っております。

平成30年5月1日現在の県内の状況では、日本語指導が必要な児童生徒数は62名おります。このうち、要望があった57名につきまして、日本語教師を派遣し、途中の転入等々にも対応しており、数が増えている状況でございます。

外国人児童生徒支援教員につきましては、日本語の指導、授業の補助、生活面でのカウンセリング等々にも関わっていただきまして、子供たちにとって大変重要な存在となっております。

このほか、支援が必要な子供がいる学校向けといたしまして、外国にルーツを持つ子どもの受入れ手引というホームページを立ち上げまして、日本語指導の手引であったり、また学校から保護者宛ての連絡文書、高等学校の情報等を、現在、英語・中国語・タガログ語で掲載させていただいております。

6月28日に公布・施行されました日本語教育の推進に関する法律を受けまして、今後とも国の施策等も注視をしていくとともに、市町村とも連携を深めながら、日本語指導の充実に更に取り組んでまいりたいと考えております。

#### 梶原委員

先日もニュースで出ていましたけど、日本語の能力が足りずに授業に付いていけない、それがなかなか言い出せなかったんだけど、ほとんど授業が分からないといったインタビューが出ておりました。

今、57名の方が日本語能力習得の支援を受けているということでございますが、そういう言いたくても言えないという外国人の子供もたくさんおられると思いますので、その辺はしっかりと子供の話も聞いていただく中で、フォローをしっかりしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと2番目に、公立小・中学校のエアコンの整備についてお伺いいたします。

昨年は、本当に猛暑で、愛知県の小学校1年生の児童が校外学習中に熱中症で死亡されるという非常に、痛ましい事故がございました。

昨年の11月に国のほうで817億円の熱中症対策としての空調設置のためのブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金が設けられまして、各学校にエアコンの設置が急速に進んでいったと思っておりますが、徳島県においての現状と、今後の予定等を教えていただきたい。

#### 藤本施設整備課長

ただいま、梶原委員から公立小・中学校の普通教室におけるエアコン設置の状況について御質問いただきました。

公立小・中学校の普通教室におきましては、直近の公表データでございます平成30年9月1日現在のデータでございますが、徳島県内の小・中学校では設置率が66パーセントとなっております。

市町村におきましては、昨年度より国庫補助等を活用するなど、整備をしていただいておりますのでございまして、今年度も引き続き、鋭意、取り組んでいただいておりますので、小・中学校の普通教室の設置率は、増えているものと考えております。

また、国のブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金を活用するなど、県内全ての小・中学校普通教室の空調設置率100パーセントの早期達成を目指しておるところでもございます。

県教育委員会といたしましても、市町村に対しまして迅速な情報提供に努めるとともに、補助制度に関する助言・技術支援など積極的な取組を働き掛けてまいります。

梶原委員

全体の教室では、何割ぐらい設置しているのですか。

藤本施設整備課長

先ほどの平成30年9月1日現在が、全体の教室数のデータでございまして、66パーセントと出ております。

梶原委員

平成30年9月ですので、それから8割程度まで進んでいるかと思うのですが、去年はエアコンの機械は先に付いているけれども、電気工事を夏の間にするということで、9月も稼働できずに、結局、今年から稼働ということになりました。

徳島市の場合だと31校中、半分が去年設置して、今年はその半分の15校か16校は、この夏から使える。後の残りの半分については今年付けて、電気工事も夏休み中にやるということをお聞きしていますけれども、いつぐらいをめどに稼働するのですか。

藤本施設整備課長

エアコンの稼働について御質問いただきました。

各市町村におきまして空調設備の設置に鋭意取り組んでいただいているところがございます。各市町村から聞き取りもしたところなんですけれども、未設置の教室につきましても、現在、工事中であるとか、あるいは業者の工事が集中して、なかなか工事ができないような所があるように聞いておりますが、ほとんどの学校で今年の2学期からは運転開始ができるように鋭意、取り組んでいると聞いております。

梶原委員

9月はまだ暑い時期ですので、稼働ができるように進めていただきたいと思います。

それと、時々保護者の方から、教室の設定温度が決まっていて、すごく暑くても設定温度があつてそれ以下には下げられないので、子供が暑い暑いと言っているという話を聞くのです。教室の設定温度というのは、文部科学省から指示というのがあるのでしょうか。

田村体育学校安全課防災・健康教育幹

梶原委員から、教室のエアコンの設定温度についての御質問を頂きました。

エアコンの設定温度の基準ではございませんが、学校保健安全法の下、文部科学大臣が定める学校環境衛生基準というのがございまして、これが平成30年4月に一部改正施行さ

れております。これは、県教育委員会から既に通知を行っておりますが、学校環境衛生基準の中では、これまで10度以上、30度以下が望ましいとされていた教室等の環境に係る温度の基準が17度以上、28度以下であることが望ましいというふうに見直しをされております。

これは先ほど申しましたようにエアコン温度の設定基準ではなく四季を通じて児童生徒が生活する教室の温度の適正を示したものでございます。

教育委員会では文書の周知に加えまして、各校の教職員の理解徹底のために養護教員の研修会においても指導させていただいております。

#### 梶原委員

令和元年度からエアコンの電気代を国が交付金として付けていくということを聞いております。各教室によってよく冷える所とか西日が当たる所とか様々でございますので、先生方の現場で適宜、調整できるように教育委員会からもしっかりとお伝えをしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは最後に、先ほど東条委員からもお話がございましたが、教員の負担増のことについて伺いいたします。

令和2年度から新学習指導要領の導入によりまして、授業時数の増加が予測されておりました、教員が更に長時間労働になるのじゃないかと言われております。

また、外国語授業でありますとかプログラミング教育も加わって、部活動もそうですけれども、教員の方の負担が高まっていて、平成28年度に全国の公立の小・中学校400校で行った実態調査では、小学校で33.5パーセント、中学校で57.7パーセントの教員が月80時間の過労死ラインを超える残業をしているという実態が報告されておりました、これからも大事な先生方でございますので、教員のメンタルヘルスが非常に大事と思うのですが、令和2年度の新学習指導要領の導入による対応をどう行っていくのか教えていただきたいと思っております。

#### 長町教育政策課長

ただいま、梶原委員から新学習指導要領導入による教員の負担の増加に対して、どのように対応を行うのかというような御質問を頂きました。

新学習指導要領導入はもちろんですけれど、現在の人工知能等をはじめとする技術革新やグローバル化の進展といった社会の急激な変化がございます。こうした新たな教育課程、教育課題への対応など、近年、業務が拡大する傾向にあるというふうには認識しております。

そこで、先ほど申しましたように昨年、とくしまの学校における働き方改革プランを策定したところでございます。そして、現在その実践に取り組んでおります。

具体的には、業務改善の推進として会議の精選や時間の短縮、学校行事の見直し、外部人材の活用としてスクールサポートスタッフや部活動指導員の増員、スクールカウンセラー等、専門家との一層の連携、また部活動としては、休養日の設定や計画的な活動時間の徹底などに取り組んでおります。

お話のありました新学習指導要領で新しく加わる外国語授業に対するサポートとして



も、悩みを抱えます教員に出前講座を行うヘルプデスクをはじめとしまして、発音のトレーニングや授業改善、指導力向上など様々な研修を実施しているところでございます。

また、プログラミング教育につきましても専任の指導主事を総合教育センターに配置するとともに、全小学校から参加者を集めた研修を実施、小学校の全教員を対象としたeラーニング研修なども実施しているところでございます。

メンタルヘルスにつきましては、この後、担当課から説明いたしますけれども、県教育委員会としては、こうした取組を総合的に実施しまして、教職員が心身ともに健康を維持し、誇りと情熱をもって教育に取り組むことができる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

#### 吉田福利厚生課長

ただいま、委員から教員のメンタルヘルス対策について御質問を頂いております。

委員のお話の中にもございましたように、近年、教育職員の精神疾患による病気休職者につきましては増加傾向にございまして、文部科学省の調査によりますと平成29年度の全国の精神疾患による病気休職者数は5,077人とされ、休職者全体の約65パーセントを占めているところでございます。

本県におきましても同様の傾向にございまして、平成28年度は37名、平成29年度が25名、平成30年度は35名の休職者の方がおられます。

教育委員会としましては、こうした状況に的確に対応すべく予防医学の考え方に倣いまして、組織的かつ計画的に対策を進めるための指針でございまして、徳島県教職員の心の健康づくり計画を策定いたしまして、この計画に基づき、様々な対策事業を実施しております。

具体的には、まずセルフケアを実施し、メンタル不調にならないように自らの気付きと予防を促すこと。職場環境の改善を推進することを主眼といたします。一次予防として、まず教職員向けのメンタルヘルス研修でございまして、臨床心理士等を講師として学校現場に派遣するメンタルヘルス出前講座、管理職を対象とするメンタルヘルス管理者支援講座等を実施するとともに、県立学校・県教育機関・県教育委員会事務局の全ての教職員を対象としたストレスチェックを実施しております。

次に、メンタル不調の早期発見、早期対応を主眼といたします。二次予防としましては、精神科医8名、公認心理師3名、弁護士1名による教職員相談事業や保健師による健康相談事業などによりまして、初期不調段階からの支援に努めております。

さらに、職場復帰と再発防止を主眼といたします。三次予防としましては、復帰前に所属でのお試し出勤を行う職務復帰プログラムでございまして、専門家等によりまして職場復帰の可否を判断する教職員復帰審査会、復帰後に定期的に臨床心理士を派遣してカウンセリングを行う教職員職場復帰支援事業を実施いたしまして、円滑な職場復帰を支援しております。

また、これ以外にも公立学校共済組合事業でございまして、24時間対応の電話健康相談、ウェブ相談、女性教員向けの女性医師電話相談などもございます。

県教育委員会としましては、今後とも共済組合等関係機関と一層連携強化をいたしまして、教職員の心の健康の保持増進に尽力してまいりたいと考えております。

#### 梶原委員

この数年間で100名近くの方が精神疾患で休職されているということで、本当に重大な事態と思っております。

先生方の残業代が発生しない、教職調整額という手当が一番根本的な原因、長時間勤務の温床になっているのではないかということが言われております。それについて、国のほうで、これから議論をされるということを聞いております。先生方の負担増は避けられませんが、過度のストレスがたまらないように、きめ細かく、様々にやられているようですので、しっかりフォローをやっていただきたい。

#### 井下委員

平成28年度に制定された徳島県家庭教育支援条例についてなんですが、この条例は全国で14自治体しかやってない、とても先進的では素晴らしい条例だと思います。

この中に、親としての学びや親になるための学びとありますが、具体的に教えていただきたいのと、それに対して取り組まれていることを教えていただけますか。

#### 倉橋生涯学習課長

ただいま、徳島県家庭教育支援条例に基づいて親への学びですとか、今、取り組んでいることについての御質問がございました。

平成28年4月に施行されました徳島県家庭教育支援条例では、各家庭が家庭教育に自主的に取り組むことができる環境を整備し、家庭教育を地域全体で支援する社会的気運を醸成することで子供たちの健やかな成長を推進するというところでございます。

この条例に基づきまして、県では保護者同士が家庭教育について相互に研修する、とくしま親なびワークショップを実施いたしております。

P T A研修会等で御利用いただきまして、保護者同士の結びつきのある場として、親としての悩み事や不安を話し合っ、解決につなげていこうというふうな場を設定しております。

それから社会全体で家庭教育を支援する気運を醸成するといった目的で、とくしま家庭教育のつどいを開催いたしております。

#### 井下委員

今、ここに冊子を持って来ているんですけど、実は私はP T Aの会長をやっているのを見たことがございませんでした。恐らく、学校ごとで取組に温度差があるところなんですけど、実は政府の臨時教育審議会の専門員の高橋史朗先生によると、この家庭教育支援条例の大事な所として、虐待の早期発見、発達障がい早期発見、貧困対策にもつながるという意見があります。

虐待もそうなんですけど、発達段階で親が学んでいくことということは、僕も自分が親なのでよく分かるんですけど、子供が生まれて自分の子供がなかなかしゃべらないとか、いろんなところで悩んでいくのです。そういう中でせつかくある条例ですので、親になるための学びというのは、発達段階で学び方が変わってくると思いますので、学校だけじゃなく

て、地域、各家庭へもっとアプローチを掛けていただきたいと思います。

先ほどの梶原委員の質疑の中に、教員の負担というのがあったと思うんですが、何でもかんでも学校じゃ駄目だと思うんです。行政から地域へのお願いは、なかなか浸透しづらいところがあるんですが、我々議員も頑張って、その辺に力を入れていきますので、やっていきたいと思います。

先ほどのチャイルドラインのような悩みの取組というのは、じいちゃん、ばあちゃんだったり、三世代で住んでいたり、地域のつながりがあれば、割と解決できていたようなことが、今、できなくなって、そういうところが希薄化されていることで、こういう子供たちが増えてるんじゃないかと思います。

この条例をしっかりと、もうちょっと幅を広げていろんな分野にどんどん挑戦して取り組んでほしいと思いますが、条例として形はできているんですが、今後、親の支援とか親の教育という部分で横に広げて行っていただけたらと思いますか。

#### 倉橋生涯学習課長

今、行っている取組を横に広げて行ってはどうかというふうな委員からのお話でございます。

現在、とくしま親なびプログラムを中心としながら、家庭での子育てについての支援という形を行っております。実は、世代を越えた指導、家庭教育といった取組はやっておりまして、孫育て楽しみ隊講座として、祖父母世代の子育ての知恵を家庭に生かしてもらえるような働き掛けを行っております。それから、「父親力」ルネサンス推進講座として父親の家庭教育、地域教育への参画を推進しているようなこともございます。

それから、先ほど申しました、とくしま親なびのプログラムの中には、委員からお話がありましたような、虐待、発達障がいの理解を行うような直接的なテーマはございませんけれども、非常に今日的課題として大変重要であることであるというふうに認識しております。今後、横への展開というふうなことではございますが、十分研究してまいりたいと考えております。

#### 井下委員

是非やってください。教育と付くと教育委員会の方だけへの責任ではございません。教育に関わるのは行政だけではなくて議員、地域の人、子供の環境づくりというのは全ての皆さんに責任があるんじゃないかと思っております。しっかりと取り組んで行っていただいて、また、きっかけづくりもしっかりやって行っていただきたいと思います。

最後に、日本の学力というのは世界トップクラスなんですけど、独立行政法人国立青少年教育振興機構の調査によると、自分は駄目だと思うと答えた高校生が、実は73パーセントもいるんです。これは諸外国でもワーストクラスです。自尊心とか自己肯定感を付けるという教育、これは学校もそうなんですけど、家庭教育なんかでも取り組んでやっていただきたいと思います。こちら僕からの提案ですので答弁は要りません。

#### 長池委員

昨年9月定例会の私の一般質問で、カラーユニバーサルデザインの推進ということで、

色覚チョークの導入、いわゆる色覚障がいの子供たちにもはっきり分かるようなチョークの導入を要望した際に、教育長よりモデル的な試験導入をして、その後、検証していきたいというふうな御答弁を頂きました。それに対して、半年以上たっております。年度も替わっておりますので、どのような形で試験導入されたか、配布されたかをお聞きしたい。お答えいただけたらと思います。

#### 田村体育学校安全課防災・健康教育幹

長池委員より色覚チョークのモデル配布についての御質問を頂きました。

昨年9月定例会において御提案いただきました、学校における色覚チョークの活用の現状についてでございますが、県教育委員会では、昨年11月に県立中学校・特別支援学校を含む全ての県立学校49校を対象に、色覚チョークのモデル配布をさせていただきました。各教科の指導や教室での活動において、先生方に御指導いただき、また。配布後には学校単位でのアンケートも実施させていただいたところでございます。

#### 長池委員

昨年11月に県立学校49校に対してモデル的に配布していただいたということでありませう。その後検証したということでございますので、検証の内容についてお教え願いたいと思います。

#### 田村体育学校安全課防災・健康教育幹

色覚チョークを実際に利用してのアンケートの結果についての御質問でございます。

利用状況につきましては、今回のモデル配布以前から既に購入し使用中の学校が10校、個人として既に利用していた学校が5校、使用していなかった学校が35校でございました。今回の配布後の感想や意見といたしましては、製品自体の見え方とか使用感については個人差がございましたが、教員が色覚チョークを使用することで、色覚特性への配慮について確認する機会となったであるとか、授業の中でカラーユニバーサルデザインについて学習する際に活用できたというような意見も見られ、今後も色覚チョークを使用したいという回答が24校ございました。

#### 長池委員

既に使っておった学校もあると、また先生の判断で使われておった所もあるということでございますが、また一方では初めてそういう物を配布していただいて知った学校が35校ということでもあります。

その中で、教員のアンケートでは、色覚特性といいますか、ユニバーサルデザインを学ぶ、知る、一つのきっかけにもなったという回答があったということでもございましたし、24校、約半数ぐらいは、だいたい導入に対して了とするような反応がありました。

逆に、後の半分がどうだったのか気になるんですが、学校、現場のほうで使用に対する抵抗がないようでしたら、できましたら、今後も試験導入、更には本格導入に向けてのステップを歩いてほしいと思うわけでもあります。

チョーク自体は、従来型のチョークとほとんど値段が変わらないというのも聞いており

ますので、そのあたりをしっかりと、この試験導入を一時的に終わらせるのではなくて、継続して行っていただきたいと思っておりますが、今のお考えはどうでしょうか。

#### 田村体育学校安全課防災・健康教育幹

今回のモデル配布の結果、教職員の意識の向上にも非常に役立てることができたと考えております。

学校現場においては、チョークによる板書指導はもちろんされておりますが、それ以外に最近ではホワイトボードや、ICT電子黒板、またタブレット端末など様々な教具や機器も活用されている現状でございます。

研修等を通じまして、色覚チョークをはじめとしたカラーユニバーサルデザインの視点を含めた色覚に係る適切な指導の在り方について、教職員の正しい理解を図った上で、チョークについても今後、更にたくさんの先生が色覚チョークへの理解をしていただけるよう指導をしてまいりたいと思っております。

#### 長池委員

チョークを全校に導入してほしいという気持ちはあります。それも、県立高校だけじゃなくて、各市町村の小学校から全て導入してほしいという気持ちはあるんです。

その気持ちともう一つ大事なのが、今後チョークを通じて、もっと大きなユニバーサルデザインの基本的な考え、あらゆる人が不自由なくというか、少数の方が不自由するような世の中じゃなくて、全ての人に優しい世界を目指すんだというというのが今、SDGsでも言われていますが、根本的な共生社会の在り方の今後目指すべきところでございますので、そういったものの一つの学びのきっかけになっていただけたらなという思いもあります。

二重の意味で教材といいますか学校現場で使うものにどんどん配慮していただきたい。

午前中に学校特性という話がありましたけども、実は何かに特化したとかいうんじゃないかと、私がいいと思うのは、徳島の学校に行ったらチョークどころでなくて、全てがユニバーサルデザインでできていて、優しい心の環境の中で子供が育っておるんだみたいな特性が、徳島から発信できれば全国から来てくれるんじゃないか。特に苦しい思い、悩まれている御家族の方もいらっしゃると思いますので、そういうのも一つの特性だと思います。

それともう1点、チョークの導入というのは学校単位で、市町村においては市の教育委員会、町の教育委員会、学校の校長に任されているということは去年から聞いております。ですから徳島県の教育委員会がこれを使えというわけにはいかないシステムということ、去年から知っております。

ですので、それを無理に発信しなくても構いませんが、例えば今日ここにいらっしゃる方も、学校の先生がいらっしゃると思うんです。ロコミしかないと思うんで、マスコミの方も御協力いただきたい。そんなんでいいと思います。優しい気持ちを書類で出しても伝わりません。

徳島県はまず第一歩踏み出しました。こういうアンケート結果が出ました。それで前向きに取り組んでいくという御答弁も頂いたので、それを是非、ロコミで広げていただいて、通達しなくても、知らない間に県下全域の小学校や中学校でも自然とそういう物が使

われているような徳島の教育にしていきたいと思う次第であります。

どう思いますか、教育長。

美馬教育長

長池委員からユニバーサルデザインを進めていくということは、一つの取っ掛かりとしてはいいことなのではないかと思っております。このチョークを使いなさいというものではないんですけれども、教具一つ一つについてもそういった視点も大事であるということが、これからは必要になってくると思います。そういった点でどういうふうにとすることは、これからまた考えさせていただきますけれども、視点を大事にしながら進めていきたいというふうに考えております。

長池委員

今はロコミの時代でございますので、是非皆さん、よろしくお願ひしたいと思ひます。

西沢委員

大分昔だけ点字を名刺に印刷しました。私も、後ろから突いてぼこっと出るような簡単なものだけ、障がい者施設の人にやってもらったんです。こういう障がいに関するいろいろな運動の在り方、今、大事な時期なんで、特に教育委員会にはそんなことをもう一度考えていただきたい。私はもう一度見直そうと思う。名刺からやって、飲食店なんかでもそういうこと含めて広めていくということを教育委員会から、もう一度始めてください。

大塚副委員長

2点です。一つはネット依存についてなんですけれども、昨今、スマートフォンとか、小学校ぐらいの生徒から始まっているんですけれども、中学・高校と非常に弊害が出ています。

韓国では、ネット依存が高じまして、韓国政府の高官の息子さんが自殺するという事件がございました。それを契機に韓国にシンデレラ法というのができました。午前0時を過ぎるとネットを使ってはいけないという、今残っているかどうか分からないですが、多分それは残っていると思います。

そういった現状で、ネット依存というのは、今、問題になっているひきこもりに非常に関連しています。スマートフォンとかそういうのがありますと、ずっと退屈せずやれるんです。そういうことがいわゆる不登校とかひきこもりにつながる。

徳島県内の特に高校生、もしできれば小・中学生も、どれぐらいスマートフォンやゲームをやっている時間とか調べているものがございませうか。

安西いじめ問題等対策室長

ただいま、大塚副委員長からネット依存の県内の状況について御質問いただきました。

ネット依存そのものを調べた結果は、本県の調査ではございませうが、平成29年度の全国学力・学習状況調査の結果から、徳島県では平日にゲームを除いて3時間以上インター

ネットをしている割合が小学6年生で6.1パーセント、中学3年生で16.9パーセントでした。

さらに、平日に携帯電話やスマートフォンそしてゲーム機等で3時間以上ゲームをしている割合は小学6年生で15.5パーセント、中学3年生で19.1パーセントとなっております。この両者を合わせると、少なくとも小学6年生で21.6パーセント、中学3年生で36パーセントが、3時間以上の長時間使用の状態にあると見ております。

長時間使用だけを捉えてネット依存と判断することはできませんが、長時間使用が増加傾向にあり、ネット依存は本県でも深刻化してきていると捉えております。

#### 大塚副委員長

こういった状況をずっと続けますと、脳の発達障がいを起こすと言われております。やり過ぎることの弊害が非常に出ていますので、教育委員会のほうから通達なり、そういうのを是非、これからやっていただきたい。最後にまとめとして、教育長にお答えいただきたい。

それと関連するのが、部活動の中での自然体験活動ということなんです。今日、委員の先生方からいろんな問題が出ていたんですけども、魅力のある学校づくりとか、先生の長時間労働、やはり部活動とかなり関連するところがあると思います。

学校の売りといいますか、魅力の中で、西沢委員からもサーフィンのことが出たんですけども、特徴を出した部活動を売りとしてやっていただきたい。

やはり部活動によって、指導の先生の労働時間が非常に長くなっているということで、それに対しては、運動部ではほかの方の協力を仰ぐとかそういうことも必要になってくると思います。

部活動の在り方の検討委員会といいますか、部活動についてのことを教育委員会の中で、何かの形としてやっていただくようなことで、部活動を生徒の皆さん方が正しくやることによって、学校生活が非常に良くなる。先生の負担もなくなる、魅力のある学校ができるということがありますので、検討委員会みたいなものを作っていたらと思ったりします。

もう一つ、自然体験活動といったクラブはまだないと思うんですけども、実は部活動に入っていない方はネット依存があったり、ほとんど外に出ていないんです。その中で自然体験をするようなクラブ、土曜日の午前中とか毎日でなくてもいいんですけど、進めていっていただきたい。

それに対してお答えをお願いしたいです。

#### 田村体育学校安全課防災・健康教育幹

大塚副委員長より、子供たちがネット依存にならないような手立てということでの御質問かと思えます。

県教育委員会では先ほどもありましたように、ネット依存が今後、深刻な状況になっていく可能性を踏まえて、学校医や保護者、地域の関係者と連携して、インターネット、スマートフォン、ゲーム等の使用について児童生徒及び保護者向けの講演会での指導や学校保健委員会での協議をするなど、子供たちの健康課題の一つとして学校においても捉えて

いただくよう対応しているところでございます。

また、生活習慣にも関わることでございますので、生活習慣全般への取組と関連付ける中で、現在行っている生活習慣改善プロジェクトにおいて、学校の実態をそれぞれ把握していただいた上で、学校としての計画的・組織的な取組を続けていただいているところでございます。

#### 林体育学校安全課長

部活動の在り方に対する検討委員会の設置をしてはどうかという御質問と思います。

それにつきましては、実はスポーツ庁より、生徒に望ましいスポーツ環境を構築するという視点に立ちまして、地域や学校に応じて部活動が多様な形で最適に実施されるようなガイドラインが出されております。これによりまして、県のほうでも指導方針を策定したところでございます。

部活動のこれからの在り方につきましては、地域と学校の実態について、地域のスポーツクラブ、社会教育施設、民間事業等への活用を求めながら、学校部活動プラスアルファの部分で、これから指導してはどうかという指針も出ておるところでございます。今後、部活動の在り方に関しましては、学校外のスポーツ文化団体含め関係機関と連携しながら、本当に児童生徒が好ましい部活動の形を構築する必要があると思っております。

#### 大塚副委員長

部活動の在り方ということが、これからの学校生活において非常に大事な取組になると思います。

特に、非常にやりがいがあり、楽しいということが先生方の心の病なども克服できると思います。最後に教育長に私の質問に関しての御見解でまとめていただきたいと思っております。

#### 美馬教育長

ただいま、部活動の在り方について大塚副委員長からお話がありました。

部活動等につきましては、現在の学習指導要領の効果・必要性が書かれてありますとおり、教科の勉強といったものとは別の新たな場で、例えば、コミュニケーション力であるとか、学年の枠を外して活動できる場であることから、生徒の健全な育成には非常に大切な場であると認識しております。

もちろん、部活動については子供たちが部活動を通じて成長する場でなければいけない。逆に言いますとそれを阻むようであってはいけない。子供たちが伸び伸びと活動できて、健全な育成につながっていくようなものになるように、部活動の指導方針等も今までにガイドライン等も出しまして、小学校・中学校・高校・特別支援学校において適切に行われているところです。

ただ、それぞれのクラブによりまして、子供たちの考え方、指導者によって、十分形ができていないわけではないと思っております。

今後、部活動をどういうふうに運営していくかということについては、適切な機会を捉えて、教員の中でもしっかりと考えていく場を設けてまいりたいというふうに思います。



先ほど、林体育学校安全課長のほうから話がありましたけれども、働き方改革という点もございまして、部活動をどうやっていくのかという視点も大事であるということで、地域との連携、地域の有為な人材を活用させていただいて、教員の負担軽減を図りながら、しかしながら子供たちにとっては質の高いものに持っていきたいというふうに考えております。

自然体験活動といったものにつきましても、例えば現在も、ボーイスカウト、ガールスカウト、また子供会連合会の活動であったり、多くの学校以外の場での活動というのも、たくさん行っておられます。そういったものを活用しながら、子供たちがそれぞれの希望に添って選べるような、体験できるような機会をしっかりと構築していきたい。またそれを案内していきたい。そして、地域ぐるみで子供たちの活躍の場を広げてまいりたいと考えております。

#### 井川委員長

最後になりましたが、私からも一言、言わせていただきたいと思います。

朝も庄野委員がおっしゃっていたように、緊急時であったし、選挙もいろいろあって、密に報告をやっていただけなかったということで、議会軽視とならないように今後、十分お気を付けいただきたいと思います。

本当に通学区域制もいろいろ難しい問題があって、地域地域で考え方も違うと思います。

徳島市外に出て行く人が今でもかなりいらっしゃると思うんですが、徳島市の人間としましては、その子たちを少しでも減らせるようにということで、今まで何十年も掛かって制度を作ってきてやっていたんですが、今回、いろんな事情もあって改革することになりました。今も結構徳島市外に出て行っているのですが、再来年度から城東高校が全県一区校になるということでございまして、この影響を受けて、何人ぐらいの子供が今以上に徳島市から徳島市外に出て行くのか教えていただきたいと思います。

#### 永戸教育創生課長

ただいま、井川委員長から、この見直しによって徳島市からどれくらいの子供が徳島市外へ出て行くことになるのかと御質問いただきました。

様々な前提条件がありますので一概にはいえませんが、一つは計算の仕方として今年の平成31年度の入学者選抜における定員におきまして流入率を掛けますと、30名弱という形になろうかと思えます。

ただ、こちらにつきましては中学3年生の子供の数も毎年減少しているところもありますので、この数字がそのまま徳島市からの流出数になるかという点、まだはっきりしたことは申し上げられません。

この30名弱と申し上げましたのは、徳島市周辺の普通科高校のある町村、松茂町、北島町、藍住町、神山町、佐那河内村、これらの子供も含めての数字でございます。

#### 井川委員長

30名弱というのは来年の話ですか。再来年、城東高校が全県一区校になるとしてどうな

るわけですか。

#### 永戸教育創生課長

令和3年度についてはどうなるかということでございますけれども、先ほども申し上げましたように不確定要素が非常に多いところでございまして、御承知のとおり、城ノ内高校は令和3年度入試から高校生の募集が停止になります。今、城ノ内高校の募集につきましては、基本的に徳島市外から来ている子供さんがほとんどでございまして、そのなくなる分が城東高校のほうにどれくらい移るのかということもございまして、なかなかはっきりとしたことは申し上げられませんが、それほど大きな変動はないものと思っております。

#### 東條副教育長

今、30名程度という数字がありますけれども、定数でありますとかそういうことはこれから決まっていきますので、一つのシミュレーションです。

それから、30名程度ということが一人歩きして、今回の入試に対してミスリードしてもいけませんので、いろんなシミュレーションがある中の一つの試算として捉えていただけたらと思います。

#### 井川委員長

まあ、やってみなければ分からないという話ですね。

西のほうから、南のほうから、時間を掛けて通って来られている方は、大変だと思いません。同じように徳島市内からも時間を掛けて西へ南へ通学する、またこれも子供にとっては大変なことだと思いますので、その辺のバランスも考えて。

やっぱり、徳島市には、徳島商業高校、徳島科学技術高校、城西高校というすばらしい学校があると思うんです。進学するのも決して城東高校や城南高校へ行くのと変わらないような、特性を生かした環境づくりというのはきっとできると思いますので、そういうところの充実を図っていただきたい。それと、名西高校とか、板野高校とか小松島高校のあたりも頑張っていただきたいと思います。

我々議員も、選挙というか競争があってはじめて議員になれまして、子供たちを余り争わせることを好ましいとは思わないんですけど、やっぱりある程度の争いをやって、力を付けていくということも大切なことだと思います。重々気を付けて、今後ともやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

#### 美馬教育長

本日は通学区域制につきまして庄野委員さんをはじめ、たくさんの御示唆を頂きました。我々もこれから襟を正さなければならないことも多々ございます。ありがとうございました。

ただ、1点だけ最後に申し上げておきたいことは、今回、徳島市内の通学区域制について一つ変更したということですが、決して徳島市内の学校が良いと我々が言っているわけではございません。もちろん、全ての県立学校、普通科だけではなく、専門高校も

含めて、すべて特色があって頑張っている学校ばかりでございます。

あたかも、徳島市内が良いから来ているというようなイメージを持っていただくということは、我々としては望むところではありません。

高校は、それぞれ地域において役割を持って学校を運営しております。それぞれの良さもございます。進学一つとっても徳島市内の学校がすべて良いというわけでもございません。

そこら辺は、それぞれの学校の特色ということをしつかりと念頭に置きながら、それぞれの地域の学校も育てていきながらということとを並行して行くと、先ほども申しましたけど、そのこともしつかりとお誓い申し上げまして、私の通学区域制に係る最後の言葉とさせていただきます。委員の皆様、本日はどうもありがとうございました。

井川委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

教育委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、教育委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

### 【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの(簡易採決)

議案第1号

次に、請願の審査を行います。

お手元に御配付の請願文書表を御覧ください。

請願第1号の2「ひとりひとりを大切に作るゆきとどいた教育について」を審査いたします。本件について、理事者の説明を求めます。

美馬教育長

請願第1号の「ひとりひとりを大切に作るゆきとどいた教育について」、①正規採用教職員を増やし、小・中学校の30人以下学級を実現することにつきましては、これまで、本県では、国に先駆けて、平成16年度から35人を上限とする少人数学級編制を小学校1・2年生に導入、その後、段階的に実施する学年を拡大し、小学校1年生から中学校1年生までの連続した全ての学年において少人数学級編制を実施しているところです。

また、研究指定により、中学校2年生の全ての少人数学級編制対象校を少人数学級とす

るとともに、中学校3年生については、少人数学級編制と少人数指導を学校の実態に合わせて選択できるようにすることで、実質的に少人数学級を実現し、全ての学年できめ細やかな指導を行っているところです。

②さらなる就学援助の拡充をすることにつきましては、就学援助制度は、経済的理由によって就学が困難な小・中学校の児童・生徒の保護者に対して、国の補助を受けて、市町村が主体となり、学用品費や修学旅行費などの援助を行うものであります。平成22年度から、要保護児童生徒に対する就学援助について、クラブ活動費や生徒会費などが国庫補助の対象に付け加えられ、今年度からは、新たに卒業アルバム代等も追加されました。

このことにつきましては、市町村教育委員会に対し、国からの通知を連絡しているところでございますが、今後とも市町村が就学援助に関して適切に対応できますよう、国からの情報をしっかりと伝えてまいります。

③給付型奨学金制度を拡充することにつきましては、現在、高校生への給付型の支援として高校生等奨学給付金、いわゆる奨学のための給付金がございます。

低所得世帯の教育費負担を軽減するため、教科書費・教材費など授業料以外の教育費を支援するもので、平成26年度の開始以降、年々支給額が増額されている状況にあります。また、授業料については、高等学校等就学支援金により、公立高校に通う多くの高校生は、実質無償となっております。これらの支援を国の制度に沿って適正に実施しております。

④特別支援学校の過大・過密を解消するために学校・学級数を増やすことにつきましては、平成19年3月、徳島県の特別支援教育の在り方検討委員会から盲・聾・養護学校から特別支援学校への転換と適正配置について報告を受け、本県の特別支援学校の適正配置に取り組んでまいりました。平成22年4月には、国府養護学校池田分校を本校化し、同校に美馬分校を開校しました。

また、県南部に病弱や知的障がいを伴う発達障がいの生徒を対象としたみなと高等学園を平成24年4月に設置、平成26年4月には、徳島視覚支援学校と徳島聴覚支援学校を新たに併置するとともに、平成28年4月には、池田支援学校美馬分校を改修し、特別教室や普通教室を増設するなど、児童生徒の教育的ニーズに応じた専門的な教育を推進しております。

こうした取組により平成19年度7校2分校253学級から、今年度には9校2分校265学級へと増設しており、これまでも適切に対応してきたところです。

⑤全ての県立学校にエレベーターを設置することにつきましては、ユニバーサルデザインの推進から、校舎の改築に当たっては、エレベーターを設置しております。また、実際に障がいのある生徒を受け入れる学校では、障がいの程度によりエレベーター等の昇降装置設置に取り組んでおります。県立高校においては、33校中17校にエレベーターを設置し、階段昇降機を含めると18校で昇降装置を設置しております。特別支援学校では、11校すべての学校にエレベーターを設置しております。

今後とも引き続き、ユニバーサルデザインの推進と、障がいのある生徒の受入れに際して、必要な設備の整備に取り組んでまいります。

⑥給食費などの義務教育費無償化を国にはたらきかけることにつきましては、成長期にある児童生徒が食に関する理解と適切な判断力を養い、正しい食事の在り方を体得すると

ともに、食事を通して好ましい人間関係を築くために、学校給食の充実と普及を図ることは大変重要であると考えております。

学校給食法では、調理のための施設設備に要する経費や、調理員の人件費等については、学校給食を実施している義務教育諸学校の設置者が負担し、食材費などそれ以外の学校給食に要する経費については、保護者が負担することとなっております。

また、経済的理由により就学が困難であると認められる児童生徒の保護者に対して、国、県及び市町村が、学校給食費を援助する制度が定められています。

今後とも、安全で安心な学校給食が実施できるよう努めてまいりたいと考えております。

給食費以外の義務教育に係る費用については、経済的理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、先ほど御説明いたしました就学援助制度が定められています。

今後とも市町村が就学援助に関して適切に対応できますよう努めてまいりたいと考えております。

井川委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

井下委員

①正規採用教職員を増やし、小・中学校に30人以下学級を実現することに対しては、小学校1年生から中学校1年生については、既に少人数学級編制を実施しており、中学校2年生・3年生についても、実質的に少人数学級が実現できていること。

②さらなる就学援助の拡充をすることについては、実施主体は市町村であり、市町村に対し、国からの情報をしっかりと伝えるなど、適切に対応していること。

③給付型奨学金制度を拡充することについては、授業料以外の低所得世帯の教育費負担を軽減する給付金は、年々、支給額が増額されていること。また、授業料については、公立高校に通う多くの高校生は実質無償となっていること。

④特別支援学校の過大・過密を解消するために学校・学級数を増やすことについては、学校の新設や学級数の増設をしており、適切に対応していること。

⑤全ての県立学校にエレベーターを設置することについては、ユニバーサルデザインの推進と障がいのある生徒の受入れに際して、必要な設備の整備に既に取り組んでいること。

⑥給食費などの義務教育費無償化を国にはたらきかけることについては、学校給食は法律により、食材費などの経費を保護者が負担するようになっております。経済的理由により、就学が困難であると認められる児童生徒の保護者に対しては、学校給食費を援助する制度が定められております。学用品費、修学旅行費等の援助を行う制度が定められております。

以上、既に対応いただいております。よって不採択をお願いいたします。

井川委員

それでは、請願第1号の2「ひとりひとりを大切に作るゆきとどいた教育について」は、不採択と決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、請願第1号の2は、不採択にすべきものと決定いたしました。

**【請願の審査結果】**

不採択とすべきもの（簡易採決）

請願第1号の2

以上で、請願の審査を終わります。

これをもって、教育委員会関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告は、いかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継継続調査事件について、お諮りいたします。

お手元に御配付しております議事次第に記載の事件については閉会中に調査することとし、その旨、議長に申し出いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、当委員会の県外視察についてでございますが、8月5日から8月7日までの3日間の日程で、学力向上施策等を調査するため、秋田県及び東京都の関係施設等を視察したいと考えておりますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、さよう決定いたします。

これをもって、文教厚生委員会を閉会いたします。（15時48分）